

## 第10回

# ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年7月24日(火)

独立行政法人 日本貿易振興機構

原科委員長 それでは、早速始めましょう。

私は昨日メキシコから帰ったばかりなので、ちょっと時差ぼけがあるかもしれませんが、よろしくご支援いただきたいと思います。

それでは、まず資料に従いまして、きょうは第 部、第 部の検討をするということでございますので、まず第 部にかかわるところということで資料が2つございます。1つ目はジェットロの方でご用意いただいた第 部の案でございます。このご説明からお願いいたします。

事務局（藤崎） ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの「第 部 基本的事項」につきまして、まだ煮詰まっていないところはございますけれども、一応執筆してみましたので、今回の委員会でお諮りしたいと思います。

それで、「1．基本理念」のところは、委員の皆様から若干、背景ではないかといったご指摘もいただいております。また検討中でございますけれども、前回まで提示させていただいたものをそのまま載せております。

それから、「2．本ガイドラインの目的」、ここも同じでございます。

それ以降のところを新たにつけ加えてございます。このところは文言ということもございまして、ちょっと時間がとられますけれども、読み上げさせていただいて、ご検討いただきたいと思います。

これは、3、4、5のところは、原科先生がメキシコにご出張に行かれる前にご提示をいたしまして、それにつきましては先生の方から、1、2も含めましてご意見をいただいております。それは今回提出されております原科先生の案として出ております。

それでは、3、4、5、それから「6．用語の定義」を新たに昨日までにつくりましたので、そのところも文言を読みつつ、ご検討していただきたいと思います。

「3．環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」、このところは、基本的にJICAのガイドラインのところから該当部分を借りてきておるといことです。若干文言の修正はございます。

「環境社会配慮を行うべき項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症を含む。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズ

ムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。」

3番は以上でございます。

「4. 社会環境と人権への配慮 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。」

3と4は以上でございますけれども、CSR等の部分にもこのところはかかってきますので、基本的事項のところに入れさせていただいたということでございます。

次に、「5. ガイドラインの遵守と情報公開」というところですが、ここでは内部的にも調整をいたしまして、新たな提案をさせていただきます。

「ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会（以下、諮問委員会）」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査担当（以下、環境社会配慮審査担当）に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点からの業務の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録はホームページで公開する。」

以上でございます。

次に、用語の定義につきましては、原科先生からご提示がありましたところの、8つあったんですけども、そのうちまだ議論にかかっているところがございますので、アクションプランとヒアリングのところにつきましてはまだ書いておりません。それで、1から6につきましては、これも言葉の定義ということで重要でございますので、ここで読み上げさせていただきます。

「貿易・投資促進事業 「貿易・投資促進事業」とは、ジェトロが本体事業として行っている、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取

引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供、貿易投資相談、等の業務のことをいう。

フィージビリティ調査 「フィージビリティ調査」とは、「個々のプロジェクトが、技術的、経済的、財務的、社会的、さらに環境などの側面から見て実行可能であるか否かを客観的に検証するため、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査することをいう。そして、このようなフィージビリティ調査の対象となるプロジェクトを発掘するために行うのが「案件形成調査」である。」。このところは、松本委員が以前出されていたペーパーから持ってきたんですけども、JICAからというご指摘だったんですが、JICAのどこの部分だったのかちょっと確認がとれなかったものですから、教えていただければ助かります。

それから、「ジェットロ案件形成調査 「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省からの受託事業として実施している案件形成調査のことをいう。具体的には、「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」の3事業で実施される案件形成調査を指す。

提案事業 「提案事業」とは、ジェットロが行う公募に対し民間企業・団体がジェットロに対し提案する案件形成調査のことをいう。

提案者 「提案者」とは、ジェットロが行う公募に対し、案件形成調査を提案する民間企業・団体のことをいう。提案がジェットロによって採択されれば、調査の「実施者」となる。

ステークホルダー 「ステークホルダー」とは、広義にはジェットロ事業に関係を有する、あるいはジェットロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェットロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。とりわけジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体（非正規居住者を含む）及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体（現地で活動しているNGOを含む）のことをいう。」

以上、定義のところを読ませていただきました。

これが現段階での私どもの第 部の案でございますけれども、一部の委員から既に指摘を受けておりました基本理念の部分、ガイドライン制定の背景、それと基本理念、2つに分けるべきなのかなと思って、作業を現段階でしてある状況でございます。

以上、私の方からの報告とさせていただきます。

原科委員長 ありがとうございます。

それでは、関連しますので、今、案をおつくりの途中の段階ですけども、私がメキシコに行く前にファイルを送っていただきましたので、それを見ながら手を加えたものをご紹介します。

これは日付けを書いてなくてすみません。きょうの日付けで、2007年7月24日ということで提示いたします。

帰りの飛行機の中で直したりしたものですから、ぎりぎりできたようなことですが、最初の「基本的事項」の「基本理念」のところの表現が、やはり背景のことが結構長いので、なるべくコンパクトにしたいと思いました。

この関係、国際協力関係では、これまで私は、J B I C、J I C Aそれぞれおつき合いしてまいりましたけれども、最初の段階、J B I Cのときの書き出しでは、やはりこういった背景的なことを書きましたので、少しはあってもいいと思いますけれども、たしかページの半分程度の長さだと思いますから そんなに長くはなかったですね。そういうことで、ここは私としては、今ご提案いただいたものは、基本的には削除するか、あるいは注に回すとかしまして、コンパクトなものを本文には表現した方がいいのではないかと思います、直しました。

ただ、この部分で、ご提案の頭の部分と最後の部分はそのままの形に近いんですけども、このところではそんな考え方です。

最初の段落は、基本理念、3行だけですけども、ジェットロのことで、「我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された、貿易振興及び開発途上国調査研究の実施機関である。」と。

あと、ジェットロのことをいろいろ歴史が、略歴を書いておられましたけれども、その辺は思いっきりコンパクトにしまして、現在の課題に関係するようなどころということで、長い歴史があるということと、それからリオの地球サミット以降の動きを思いっきりコンパクトにまとめました。これは2つ目の段落です。

3つ目はODAですね。ODAに関しても環境社会配慮がだんだん広がってきたということで、最近ではJ B I C、J I C Aだけではなくて、輸出信用機関とか民間金融機関にも及んでいると。国際的にはI F Cのパフォーマンス基準とか赤道原則などの制定もありますから、そんなことも触れるという背景を、これもコンパクトにしております。

それから、その次の段落は、グローバル化のことでですけども、グローバル化で多国籍企業の活動というのがございまして、特にC S Rということが世界に広がってきて、日本でもC S Rということで対応が始まっていますということです。

ですから、全体のストラクチャーはご提示いただいたものと基本的に同じだと考えていただいてもいいんですけども、表現をなるべくコンパクトにしました。

それからさらに、ジェットロが今どうなっているかが次の段落ですね。2007年4月より開始された第2次中期計画の中で具体的に位置づけられていると。その中で、時代の要請を受けまして、「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記しておられますので、これは具体的な根拠でございます。

そして最後に、「このような背景から、ジェットロの業務によるわが国の貿易の振興と国際協力において、持続可能な社会づくりへ国際的な貢献をすることが公的機関としての責務だという」、そういう理念でいきましょうということで、基本理念をここに明確にすると、「そのためには、環境と社会に配慮した業務運営

を確実にするべく具体的な責務とその手続きを定めることが必要である。」と、そんな書き方はどうかと思います。

ただ、基本理念は余り長く書いてもいかがかと。もうちょっとその中身を深く、持続可能性に対する議論とか、そんなことを少し書いてもいいと思いますが、一応ここでは、背景で大分出ていますので、こんなふうな形でいいのかなと思って示しました。

それから、本ガイドラインの目的でございますが、これも原案、ジェット口の藤崎さんにお示ししていただいたものがベースなんですけど、ちょっと書き加えております。ですから段落が分かれておりますけれども、2つに分けました。1つは目的の記述の部分、2つ目の段落は、その中でとりわけ個別具体的なガイドライン、これとこれが必要だという表現になっております。

趣旨はそんなに変わらないんですけども、説明責任ですね。1つは持続可能な社会ということのキーワードが入っています。

「このガイドラインはジェット口の業務において、同機構が持続可能な社会づくりへの貢献についてその説明責任を果たすため、対外的な透明性を保ちつつ、その環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。」と。キーワードですから、持続可能性、持続可能な社会づくりということ、それから説明責任ということですね。これをきちっと書いた方がいいかなと思います。

あと2つ目は、個別具体のガイドラインをつくるというような表現にいたしました。

それから、「3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」というところでは、次の段階といいますが、案件形成調査が終わって、次はJICAの段階につながるとか、そんなことが多いと思いますので、やはりJICAの環境社会配慮ガイドラインという一つの流れがあるかと思っておりますので、それを踏まえてのことを1行入れました。「JICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえ、以下のとおり定めるものとする。」と。ジェット口の藤崎さんの原案にも書いておられましたが、私はこれはあった方がいいなと思って、私の方には残しております。

同じ考え方で、「4. 社会環境と人権への配慮」でも、「JICA環境社会配慮ガイドラインを踏まえ、以下のとおり定めるものとする。」としております。

あと、文言はほとんど同じで、若干表現を幾つか直したかもしれませんが、ほとんど同じだと思います。基本的には同じことで示しました。

それから、「5. ガイドラインの遵守と情報公開」、これはご提示いただいたものがベースなんですけど、若干補足しました。

補足した点は、1番目の段落で「諮問委員会設置」のところですが、「諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し」ということと、公開の会議ということがわかるようにした方がいいと思いますので、「ホームページで公開し、会議は原則として公開とする。」と、こういう表現はどうかと思います。

それから、3つ目の段落になりますけれども、諮問委員会の議事録の件です。この議事録も、議事録はホームページで公開するというのは、そのとおり結構なんですけど、その議事録の書き方についてつけ加えまし

た。「諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。」という表現にこの部分を追加いたしました。

あとは、藤崎さんの案で具体的に用語の定義も書いていただきましたので、そちらの方がよろしいと思います。

以上でございます。基本的事項に関してはそのようなことで、ジェットロからご提示いただいたものをベースに少し手を加えさせていただいたという次第でございます。

それでは、こういうようなことで提案いたしました、いかがでしょうか。私としては、先ほどから藤崎さんも、基本的事項の基本理念は少しコンパクトにした方がいいという意見をいただいているので、それに対応したいということでしたので、1つの案として私はこれを書いてみたということでございます。

それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

どうぞ。

高梨委員 若干議論は戻ってしまうかもしれないんですけども、3、4のところですね。見ると、私も受けて実施する立場からすると、すごく遠大な目標が書かれているということで、JICAやJBICの調査と比べて、期間や資金的な面を考えると、ここで書いてあるようなことが本当に達成できるのかというのが正直懸念してしまうんですけども、例えば検討すべきということで、ここで派生的・二次的な、さらにプロジェクトのライフサイクルにわたる影響も含むとか、累積的影響も含むと。さらに3番目の段落では、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと等々についても、可能な限り予防的な措置も含んだ環境社会配慮を検討するということになっていて、本当にここまでできるのかなというのが正直な感想です。

それから4番目も、ここで「ジェットロが」という主語がはっきり書かれているわけですけども、その中で、ジェットロとして、例えば第1段落の「特別な配慮が求められる。」という特別なとか、その次の「女性や先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。」というようなことが書かれていて、正直、ジェットロの案件でこういうところは、「特に」ということが殊更強調される理由があるのかなというのがちょっと疑問に思いました。

それから、最後の用語の定義のところちょっと気になるのは、2番目にフィージビリティ調査という定義が出てくるわけですけども、6番目にステークホルダーの話のところ、「ジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査」ということで、以前に議論しましたように、ジェットロ調査というのはFSではないということと、そういう文脈で考えますと、2番目にフィージビリティ調査の定義を入れるのであれば、その前にジェットロの案件形成調査の、要するにこの前の段階だというようなことを、順番をちょっと工夫したらいいんじゃないか。さもないと、これはFSのことにまた戻ってしまうというような感じ。

原科委員長 ジェットロ案件形成調査としてはここでやって、その次にフィージビリティ調査の方がいいですね。

高梨委員 そうですね。ですから、いよいよまとまるような段階でつくづく、業界で議論を始めているん

ですけれども、本当にここまでのものがジェットロ調査で求められるのかということが議論になっていますので、別途またペーパー等でもご意見を出そうと思いますけれども、率直に言って、ここまで書き込んで、本当にジェットロ調査でこういう配慮をした調査が行われる、させるのかということをやっと懸念を持ちました。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

ちょっと今のは私がレスポンスした方がいいですかね。私は、ジェットロの藤崎さんの提示されたものをベースに、この3番、4番は余り変えていないんですけれども、今おっしゃる意味は、環境社会配慮を行うべき項目という書き出しになりますので、全てに対応するのは限られた時間では難しいなということになるかと思います。ただ、考えるスコープと申しますか、こういうスコープだということを言っているということで、表現形式を変えれば、すべてを詳細にやれという意味ではありませんから、コミュニケーションの方法としてこの表現はよくなかったかもしれないと今思いました。スコープはこの範囲だと、その範囲内で、当然限られた資源でやるわけですから、すべてについて詳細なことは、おっしゃるとおりでできないと思いますので、その辺はちょっと工夫した方がいいかと思いました。

ただ、スコープとしてはこういう範囲だと、それがありますので、「JICAの環境社会配慮ガイドラインを踏まえ」という表現の方が、JICAでこういう範囲を扱っていますから、大体それに沿った範囲にしましょうという意味でやっています。だから、何かつけ加えるとすれば、制約された条件の中で調査するので、当然そういった制約にした上でということで、何かわかるようにした方がいいかもしれないですね。どうもありがとうございます。

今の関係で何かございますか。

宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 私も高梨委員がおっしゃったことで、特に3番、4番のところですけども、やるのかなというのは確かに気になりました。ただ、今の先生のご説明で大体了解しましたけれども、少し検討していただければというふうに思います。

それからもう一つ、用語の定義のところ、藤崎さんの方でしょうか、6の ですが、「案件形成調査」云々と書いてあって、「具体的には」と書いてあるわけですけども、これは現在ではそうですけども、用語の定義といった場合に、これで今後もずっと変わらないということなのでしょうか。

例えば、「地球環境・プラント活性化事業等調査」というのは、かなり長い期間、そういうことで変わらないだろうと、ほかの調査も変わらないだろうということであれば、これでもいいのかもしれないですけども、もし短期間に変わっていくと、またこれを変えなきゃいけないですよ。そうすると、ここに「現状では」とか「現在では」というふうにやっておくか、あるいはそれに……

原科委員長 「現時点では」とかね。

宮崎委員 ええ。そうしないと、くるくる、いつも変えなきゃならなくなっていくと思いたしたので。

原科委員長 例えば、2007年度の場合にはこれこれで、今後これに類似したものと、そんな表現の方がいいですね。

宮崎委員 ええ、そういうふうにした方がいいかなと思うんです。

原科委員長 私も、おっしゃるとおり、前にたしか議論をしたときに申し上げていると思います。

それから、案件形成調査のことを言って、「ジェットロ案件形成調査」のところなんですが、案件形成調査そのものは何かという説明がないと定義とは言えないと思うので、案件形成調査というのは何かというのも1センテンス必要だと思います。

事務局（藤崎） その前のところに、「このようなフィージビリティ調査の対象となるプロジェクトを発掘するために行うのが「案件形成調査」である。」と。

原科委員長 それはむしろ3番目に入れた方がいいですね。プロジェクトを発掘するために行う調査を「案件形成調査」と、そういうことをむしろ3に入れておいて、その方がいいと思いますね。「発掘するために行う」を次のフィージビリティ調査まで、その辺を整理して、わかるようにしたらいいと思います。

事務局（藤崎） そうしますと、例えば「フィージビリティ調査の対象となるプロジェクトを発掘するために行うのが「案件形成調査」である。」として、それで「ジェットロ案件形成調査とは」という……。

原科委員長 いや、2番、3番を入れかえた方がいいというご意見だったですね。

事務局（藤崎） はい。

原科委員長 私もそう思いました、実は案件形成調査とは、むしろ具体的なプロジェクトを発掘するために行う上位段階での意思決定に使う調査でしょう。それをきちっといって、だからSEAの関係と、政策、計画事業とか政策段階とか、そういう段階で行われるものだという位置づけを入れていただいて、そしてその案件形成調査の中でも、特にジェットロ案件形成調査という場合には、経済産業省から受託するものであるということで、具体的には2007年度の場合にはこの3つだと、そういう表現がいいんじゃないですか。

事務局（藤崎） わかりました。

原科委員長 その上で今度は、フィージビリティ調査は、次の段階への具体的な、事業化する段階の調査であるということで、政策・計画段階での案件形成、特に政策段階ですよ。上位の意思決定段階で行いますと、そういうのがよろしいかと思います。ですから、2番、3番は順番を入れかえて、整理をもう一回していただくとよろしいと思います。

松本委員。

松本委員 今の高梨委員に関係したことということですか。

原科委員長 そうです。高梨委員の部分です。宮崎委員もちょっと関係したと思いますが。

松本委員 今の高梨委員のご懸念に対してですけれども、1つには、これまでの募集要項の中にも、J B I Cのガイドラインを踏まえてと書いてあって、高梨委員がご指摘になった中のおおよその部分ですね、の社会影響の範囲を除けば、おおよそJ B I Cの方にも書かれている文言がありますので、そういう意味からいくと大きくJ B I Cから離れているわけではないというふう思うんですね。

もう一つ、地球環境・プラントの方では、少なくとも代替案がある場合の想定として、ライフサイクル全体を考慮した財務分析を行うということが公募要項の中には書かれているので、先ほどご懸念の一つにあったライフサイクルのことも、少なくとも財務分析については、これまでも求めるものの一つにはなっていたということから考えれば、実はそんなに大きくスコープが広がっているわけではないです。先ほど原科先生がおっしゃったように、私もJICAのガイドラインのときに、社会影響の範囲を広げることを提案したんですけれども、そのときに、当時のJICAの課長が懸念されたのも、それをすべてやらなきゃいけないんですかということでしたが、その議論の中では、いえいえ、こういうものが可能性のある影響であると。もちろん事業によっては全く関係のない影響もあるでしょうから、そういうものをここから削っていく。そういう目安であるという議論をJICAでもしましたので、そういう意味からいくと、そんなに大きく懸念されることはないと思っています。

あと、人権への配慮について、これは私よりも、本当は川村委員がいらっしゃれば、川村委員が話された方がいいんでしょうけれども、これもJICAのときに、具体的にどうすればいいんですかという実務からの疑問があったと思います。そのときに川村委員が言われたのは、人権に関する国際的な規約にどういうものがあって、それにはどんなことが書いてあるのかということを取りあえず把握しておくことでした。その国がどれに批准しているかということもJICAの方では整理することになっているはずですから、そのあたりはJICAから情報ももらって、この国は人権面ではこうなんだということのリファラーということではないかと思います。そういうことからいきますと、私は、それほど大きく拡大はしていないんじゃないかというのが、今の高梨委員のご懸念に対して思ったんですが。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 そうですね。私も読んでいて、実際に公募で使われている資料等との若干ギャップがあって、そっちの方が先行しているので正直つらいんですけれども、ただ厳密に書き直してみると、JBICのガイドラインとしてはいいと思うんですね。本格的にしっかりやりなさいと、円借款つけるので。ただ、それとの兼ね合いからいって、ジェットロのこのレベルで本当のライフサイクルの経済財務分析ができるのか。私がやろうとしたら、恐らくそこは正直……

原科委員長 むしろ外した方がいいんでしょう、そこまでは。

高梨委員 ええ、無理だと思うんですね。

川村委員の人権のあれというのは、修飾語として特別な配慮とか、特に配慮するということで、要するにジェットロとして特別にやるんですよというようなニュアンスが出ているので、恐らくジェットロ報告書を書いたときに、一般的な概況とか背景のところ、例えばアフガニスタンとか何か、プロジェクトがあれば、あるいはフィリピンのミンダナオなどであれば、そういうのを書くにしても、それ以上の調査というのはなかなかできないと思うんですね。

ですから、実際やる側からすると、検討すべき、調査すべき項目に今みたいな派生的・二次的・累積的影響までなんていうことを書かれてあると、実際はできないのになと正直思うんですね。ですから、そういう

文書が出ているんですけど、と言われると非常に困るんですけども、本当はそこはそういうふうに統一した方が、私は結果的にはいいんじゃないかと思って、そういうことを申し上げました。

以上です。

原科委員長 満田委員、どうぞ。

満田委員 岡崎委員がいらっしゃれば、きっと言ってくださったと思うんですが、参考までに、JBICのガイドラインでは、実は派生的・二次的、それからライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましいという一文が入っておりまして、ただしこの逃げになる部分は、「合理的と考えられる範囲で」という一文があるんですね。

ここで、特にこのプロジェクトは、プロジェクトサイクルの、例えばプロジェクトが終わってからの配慮というのが必要だとか、あるいはオペレーションの段階で、ダムだったら堆砂の問題ですとか、特別なオペレーション上の問題があると考えられるとか、そういうプロジェクトごとに判断して、合理的だと考えられる範囲では、その影響をミティゲートする方策を、各検討すべきフェーズで考えていくというのが重要になってくると思うので、今の案でも、影響を考慮する、影響を調査するというふうには言い切っていないくて、あくまで考慮ですので、私も、JBIC、JICAの事例に倣えば、こういう文言ぐらいだったら大丈夫なのではなかろうかと思えます。

原科委員長 村山委員、どうぞ。

村山委員 具体的な文言の件で恐縮なんですけど、かなり詰めている段階だと思いますので、先行しているJBICとJICAの該当箇所を比較すると、JBICに関しては、環境社会配慮項目については、調査・検討すべき環境影響にはこれこれが含まれるとなっています。一方、JICAについては、環境社会配慮の項目はこれこれを含むという表現です。

先ほど委員長がおっしゃったように、スコープという位置づけで、このリストから選択をするというような意味合いであれば、例えば原案の中の「行うべき項目」の「べき」というのを外して、JICAの表現のように「行う項目は」とすれば、少しニュアンスが違うかなというふうに思います。

原科委員長 私もそんなふうに思います。

村山委員 2番目の環境社会影響の範囲については、これは両方とも最初の文言は、「調査・検討すべき影響は」と、「すべき」という表現ですが、JBICの方は最後が「望ましい」となっています。今、満田委員がおっしゃったような表現で、JICAについてはそれがありません。ですから、ここも少し和らげるとすれば、「望ましい」というJBICの表現を採用すれば、少しニュアンスは変わるかもしれませんが。

いずれにしても、余り大きな変更は必要ないと思いますが、そういう若干の細かい修正で対応ができる範囲ではないかと思えます。

原科委員長 そうすると、今おっしゃった最初の方の点ですが、「環境社会配慮を行う項目は」ということですね、「べき」を外すと。あるいはさらにつけ加えるならば、「環境社会配慮を行う項目の範囲は」とか、そうすると今のイメージが伝わりやすいですね。

それから、「4. 社会環境と人権への配慮」の2つ目の段落で、「この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。」という、「特に」までは強調し過ぎではないかというご意見でしたけれども、「特に」を取ってもよろしいのでしょうか。取ると逆にまずいということは。いかがでしょうか。「ついて配慮する」という表現もあるかと思いますが。

でもこの際だから、前のセンテンスとのつながりだから、「特に」はちょっと変な感じですね、文章としては。上で一般的なことを言っているわけですからね。次のセンテンスが、「特に」とつけるとちょっと強いですか。どうでしょう。一般的に国際人権規約を初めとする国際的人権基準の原則を尊重すると、その中で特にこれこれについてという意味だと思いますが、それほどきついという感じもしないんですけれども。

どうぞ。

神崎委員 私の感覚では、特に先住民族や女性の権利というものは、国際的に言っても特別な配慮が求められるものとして……

原科委員長 今でもそう。

神崎委員 そうです。なので、「特に配慮する」という、「特に」だけを強調してみるとちょっと抵抗感がありなのかもしれないですけども、一般的に考えれば、やはり特に配慮されるべき対象であるというふうに思います。

原科委員長 「特に」の受け取り方ですね。非常に配慮すると、強くそこを感じるのか、あるいはいろんな中でもこの部分ですよという限定的に言っているのかという、受け取り方にもよると思いますけれども、今、先住民族に関しては特にうるさいと思います。IAIA（国際影響評価学会）の大会でも、毎回このことが出てきます、そういう議論が。これは高梨委員の方がよくご存じのとおりですけども。

どうぞ。

高梨委員 そういう意味では、こういう文言を入れるとまたトーンが下がっちゃって恐縮なんですけれども、プロジェクトごとなんですよね。ですから、必要に応じてみたい、それが必要な場合にはということなんだと思うんです。

ですから、ここは一般論の話じゃなくて、あくまでもジェットロの調査の中で、こういう配慮をどうしてもらおうかということをおある程度明示的に出すという場であれば、もし発注者側がそれをしっかりやってくださいと言ったときには、調査の中でそういう面も取り込まなきゃいけないという必要性が出てくると思うんです。

ですから、一般論だけで言うのであれば、ここまで強調しなくてもいいんじゃないかと思いますが、もしやるのであればプロジェクトによってというようなことで、また私も考えてみますけれども、そういうふうなことになるればまた違った受け取りになると思いますけれども。

原科委員長 では、この辺の文言を少し工夫してみたいと思いますが、ほかにご意見ございますか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 用語の定義なんですけれども、JICAの場合、21の用語の定義をガイドライン上でしており

ます。

その中で、特にこちらの方にもつけた方がいいかなと思うのがあります。まず「環境社会配慮とは」というのが、JICAの用語の定義の第1番目に書いてあるのですが、わかったようでよくわからないというのが一般的ですので、「環境社会配慮」というのが一番最初にきてもいいかなと思いました。

それから、下の方で結構なのですが、スクリーニングとスコーピングもよく出てくるのですが、普通知らない人が多いので、スクリーニングとスコーピングについても定義を、JICAは入れておりますけれども、それも参考にさせていただければ、よりいいかなと思った次第です。

以上です。

原科委員長 それはむしろ定義をそろえた方がいいですね、関連性があった方が。それぞればらばらに定義したら、かえってぐあいが悪いですから。

田中委員 ちなみに、フィージビリティ調査というのはJICAの定義には入っていないのですが、このフィージビリティ調査やマスタープラン調査というのは、技術協力用語集というのがありまして、これに大体包括的に書いてありますので、そういうのも参考にされたらよろしいかと思います。

原科委員長 そうしましょう。

基本的事項、今のようなことで、ほかに。

松本委員、どうぞ。

松本委員 諮問委員会について教えてほしいんですが、実は少し役割がよくわからない部分があります。

といいますのは、最初の方の文言でいくと、遵守のための仕組みであって、遵守にかかわる意見をジェトロ側が受け付け、それを必要に応じて諮問委員会に諮るというふうに読めます。が、最後の段落を読むと、定期的に諮問委員会が開催されて、業務の実施状況の報告があり、遵守、ガイドラインの見直し等が行われるというふうに書かれています。

1つ目の質問は、これはつまりは審査、最初の採択にはかかわらないんですねというのがまず第1の質問です。

それから2つ目は、あくまで外からの意見があって初めて機能する諮問委員会なのか、それとも、例えば中間の段階あるいは最終報告の段階にきたものについては、大体この諮問委員会にかけるといようなイメージをここでは持たれているのか。そのあたりが私はわからなかったというのが2つ目です。

3つ目は、これは全体にかかっているということは、案件形成だけでなくCSRもかかるということだと思んですが、そちらについては具体的にどのような役割をイメージされているのかというのが3点目で、3つほど質問をお願いしたいと思います。

事務局（藤崎） まず第1点目ですけれども、審査ですが、これはジェトロ事業の場合は、例えば公的約束、国際約束があって、両国間で合意がされて、それで表にされる案件とは違いますので、審査に関しましては、これはこれまでも申し上げておりますとおり、内部で審査させていただくということでございます。

それから、3点目に飛びますけれども、3点目はCSR部分、これは諮問委員会自体は、案件形成調査ば

かりではなくて、ジェットロ事業全般につきましてアドバイスをいただくという位置づけでございますので、基本的に常設を考えております。

ただ、役割として1つはっきりしているのは、とりわけCSR部分も含めて、定期的にこちらからご報告をして、それに対してコメントなりアドバイスなりをいただく機会は必ず設けるということでございます。

それから、2点目のところが、案件形成調査にかかわるような、ある意味で意見の聴取等ですね。これは実は発想としましては、基本的に、例えば松本委員のご提案ですと、内部的にきちんとする体制をとということが1つ大きくあったと思うんですけれども、現状あるいはこの先を考えましても、それだけ専門家をそろえるということは基本的に不可能かと思えます、内部的には。むしろ外部にたくさん専門家がいらっしゃるわけですから、日常的にある意味で接触ができてアドバイスがいただける人たちに、専門家として、とにかくいていただくということが第一の目的。それで、例えば意見等があれば、これに対して内部的に処理してしまうというよりも、きちんと外部の専門家の方たちに相談をしつつ処理をしていった方がはるかにいいだろうと、説明責任上もその方がいいだろうというのが私どもの考えでございます。

以上、とりあえずの回答をさせていただきます。

松本委員 今の最後のところなんです、つまり私の質問としては、外部から何か意見があって初めてこの諮問委員会というのが機能するのか、それとも、例えば案件形成の場合、最終報告書については、JICAであればカテゴリA案件はすべて審査諮問委員会に付されるわけですが、そういうイメージで、影響ありとなった案件については、少なくとも最終報告書のドラフトなりの段階で、この諮問委員会にかけて問題ないかというのをチェックするのか。つまり、外部から意見がなければ諮問委員会には、特に、よほど内部的に疑問があるようなものでなければかけることはないのか、そのあたりについてはどういうイメージなんですか。

事務局（藤崎） これは第 部の方とも絡んでいきますので、後ほどきちんと議論させていただきたいと思えますけれども、基本的には、案件形成調査の結果につきまして、これは公表いたしますので、その辺につきまして専門家の立場からコメントを求めたいというのが私どもの立場でございます。あくまでこれは、私どものやる事業といえますのは調査をするということでございますので、それがすぐアクションに結びつくというわけではございませんので、その段階で意見を求めても、その後には十分役立つと思っております。

原科委員長 定期的に諮問委員会を開催するという規定は、今の趣旨ですね。

事務局（藤崎） はい。

原科委員長 だから、外部から意見をもらう、もらわないにかかわらずやると。

だからこの書き方の順番を変えた方がわかりやすいかもしれないですね。2つ目に書いてあるから、意見をもらったときだけしか答えられないような印象になっちゃうので、さらに加えて外部意見も受け付けますよと、そういう積極的な姿勢ですよ。意見がない限りやらないというのではなくて。

事務局（藤崎） もちろんそうです。

原科委員長 それが誤解を受けるかもしれないので、むしろ諮問委員会を設けて、それは定期的に関いて

チェックしていくと、さらに加えて外部からの意見も受け付けますよと、そういう仕組みだと私は考えていますが、そんな理解でよろしいですか。

事務局（藤崎） そうです。

原科委員長 それで、できれば本当は審査の途中でもと最初は思っていましたけれども、調査期間が半年しかないの、なかなか時間的にきついので、でき上がったものに対する外部チェックということでもいいのかなという感じは持ちました。これは今、藤崎さんがおっしゃったように、この段階で事業がすぐ始まるわけではないので、それに対応できるかと思えます。そういうのが必ず入っていれば、次の提案のときに、そういう情報が包含されていけば、それに対応するようになっていくので、いい循環を期待したいと思います。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 1つ教えていただきたいんですけども、諮問委員会と総務部の環境社会配慮審査担当の位置づけというか、関係はどういう関係があるのかということ。

もう一つは、外の方が何か意見を言いたい場合は、ジェットロに送って、ジェットロが受け付けて総務部に送って、それから外部の諮問委員会に送るという3段階になるということですか。

その2つの点をお願いします。

事務局（藤崎） 手続的にすべてきっちり決めているわけではございませんで、おおよそこういうことで今のところ内部的な合意を取りつけておりますけれども、例えば、今、神崎委員がおっしゃった外部の専門家と環境社会配慮審査担当というんでしょうか、この名称自体もまだ仮のものでございますけれども、その関係というものを具体的に決めているわけではございません。

ただ、諮問委員会の1つのファンクションとしましては、外部意見に対して対応するときに、きちんと専門的な立場からアドバイスをもらうということがありますから、その場合ですと、現課から環境社会配慮審査担当のところに戻ってきて、それが専門家の諮問委員会の方に渡されて、それで議論されていくという形になるんじゃないかと思いますが、はっきり詳しく決めているわけではございません。

松本委員 今の神崎委員のところと関係するんですが、遵守の機能としてもしこれを考えた場合、オペレーションからの独立性を常に考えてしまうんですね。したがってそのあたりが組織的に、私の案は実は監査室だったんですが、監査室で基本的にオペレーションから離れて、要するに理事長なり副理事長なりの直轄の権限において、遵守をチェックする、コンプライアンスをチェックするという機能ですよね。コンプライアンスの機能というのは、組織の中ではそういう位置づけになっていると思うんです。

今の書き方でいくと、JICAで言えば審査諮問委員会のようなもので、つまり審査部局のアドバイザー的な役割であって、これは遵守の確保と言っていいのかどうか私はやや疑問があります。これは法律がご専門の柳先生にお伺いしたところですが、JICAの場合も審査のアドバイスをする、専門的立場からアドバイスする諮問委員会と、その全体を含めた審査そのものがコンプライアンスを満たしているかどうかをチェックする審査役、遵守を見る審査役、これは別に置いているわけですよ。

したがって、そのあたりは、これが遵守のメカニズムと言ってしまっても本当にいいのかなというのは、こ

の役割の重要性はわかるにしても、これが遵守の仕組みだというふうに言ってしまって、組織的にいいのかなという疑問はあるんですけども。

原科委員長 この辺は柳先生。

柳副委員長 どういった遵守のシステムを考えるかというのは、エンフォースメントやコンプライアンスに対応する仕組みとしては極めて重要ですし、内部のいろんな検討を外部にどうやって透明性を高めてきちりとやっていることを示していくのか、そういう意味では今までの2つの機関のやり方というのは、先ほど指摘されたように、不服に対して、それをきちりと対応する審議役みたいなものを設けて、それは結局は内部でやっていることの監査役ですよね。監査をする仕組みをつくっているということで、それは外部監査なのだけれども、内部にそうした人を置いておく、それでチェックするという仕組みです。

ただ、ここで書かれているのはそういう仕組みではなくて、ガイドラインを内部でどうやって遵守しているのかということ、第三者機関というような形の諮問委員会を設けて、そこでチェックすることにしましょうということ、さらに重ねて監査をする仕組みまでは要求していないというのは、それも置くべきだという考え方はもちろんあると思いますけれども、そこまで必要なかどうか。要するにジェットロの業務に照らして、そういう対外的なクレームがあったものに対応するような事業自体があり得るのかどうかと考えたときに、そこまでは必要としないのではないかと。だから、ここに書かれた「ガイドラインの遵守と情報公開」の範囲内で十分対応できるというのが私の考え方です。

原科委員長 どうでしょうか。ほかにご意見ございませんか。監査室という形まで持っていかなくてもいいんじゃないかということですけども。

松本委員 私は、自分が書いた監査室ということにこだわっているというわけではなくて、遵守、コンプライアンスとなると、実際にそれを行っている部局からの独立性というのを確保しないと、体外的にこれがコンプライアンスの仕組みですというふうに言いにくいんじゃないかと思っています。実務上は非常に効果的だと思うんです、このアドバイザー……

原科委員長 JICAみたいに、審査会のようにサポートする役なら役割がはっきりするけどね。

松本委員 ええ、そうなんです。

原科委員長 JICAはほかにありますからね。ちゃんと仕分けしてある。

松本委員 ええ。この項目が審査諮問委員会やアドバイザー、専門家委員会みたいな、そういうクレジットでこの項目が書いてあるならば、私は全然問題ないと思うんですが、これは遵守の仕組みとして書かれていると、独立性という疑問はちょっとどうしても残ると、形式的なことかもしれませんが、思っている次第です。

宮崎委員 今の件ですけども、私は柳先生のご意見と同じで、今、松本委員の言われたような、いわゆる内部的な監査の組織、それでコンプライアンスがきちっとできているかどうかという、そういうことももちろんなんですけれども、4ページの6の上の段落ですか、「ジェットロは、定期的に諮問委員会を開催し」云々というところですね。「本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し」、ここでガイドラ

インの遵守のチェック機能をこの諮問委員会に任せているわけで、この諮問委員会に外部の専門家ということが入ってくるわけですから、ある意味でいえば、もちろん内部の組織での監査ということ以上の、外部からの目で見られるわけです。

ですから、必ずしも内部の監査役的な方がおられなくても、十分この諮問委員会の機能で、組織的には実際諮問委員会がある程度実行的な役割をしているという面はあるにしても、今のような諮問委員会の中では、ガイドラインの遵守がちゃんとできているかどうかということもチェックするというふうに書かれているわけですから、この形式でコンプライアンスの方も満足できるんじゃないかと私は思います。

原科委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

村山委員、どうぞ。

村山委員 5番の部分は、J B I C、J I C Aと違って、C S R部分と事業部分、両方カバーするということがあるので、非常に書きにくい。ある意味では、ちょっとあいまいな部分になっているような気がするんですが、そういう意味では、第 部と第 部の内容にかなりかかわってくると思うんですね。

例えば、きょう出ている第 部の案の2ページ目の下の方に、外部有識者による審査専門委員会という言葉が出てきますけれども、この委員会との関係がどうなっているのかということも少し議論をさせていただいた上で、この部分については意見を申し上げたいと思いますので、5番については少し保留をさせていただき、第 部、第 部の議論を少し深めた上で再度検討した方がいいかなと思います。

原科委員長 では、システムの仕組みについてもうちちょっと議論することにいたしましょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 今、村山委員がおっしゃったとおりで、後の議論でよろしいかと私も思いますけれども、1点だけ、先ほど原科委員長がおっしゃった項目につきまして意見を申し上げます。

「諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。」この会議の公開というところも先生は必要だというふうにおっしゃったと思います。J I C Aの場合も審査会は公開しております。ただ、公開というところごく人が集まるかなと思ったのですが、それほどでもありませんので、よほど関心がある人しか公開の席には来られていないというのが現状ではございます。

それからもう1点は、「諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。」というふうには原科先生はおっしゃったのですが、これもそのとおりにきちんとされた方が後々よろしいかと思えます。J I C Aの場合も審査会の発言は、発言者名を入れて全部公開しております。このあたりが透明性を深める意味でも非常に大事なことだと思っております。

以上です。

原科委員長 どうもありがとうございます。

諮問委員会の意見を尊重すると明記しておられますから、意見がどうであったかという確認のためにも、発言順に発言者名を明記したものをつくっていただきたいと思えます。発言者名明記は当然ですが、発言順ということが大変大事なところで、議論の流れ、コンテキストがわからなくなると困りますので、そういう

ことでわざわざこう書いております。

それでは、今の部分は、ほかにご意見がなければ先へ進みますが、ほかにございますでしょうか。

どうぞ、岡崎委員。

岡崎委員 遅れて来ましたので、話のポイントがずれていたら大変申しわけないんですが、私は、きょうご欠席の吉田委員も時々ご発言いただいていますし、私も申し上げてきていることなんですが、少なくとも案件形成調査におけるガイドラインの遵守と違反、特に具体的に違反事項として想定されていることのイメージがまだつかめないんです。

すなわち、民間企業の方が調査をやるに当たってのガイダンス、ガイドラインとして示しているものについて、第三者が、例えばこういったものを調査の項目として含めなさいとか、含めた方が望ましいということで、調査を民間企業に委託して、その内容について瑕疵があった場合。それについて第三者がガイドラインに違反するといった訴え出るようなことを念頭に置いて、民間企業の方が積極的に調査に本当に応じるのかなというところは、ここでの議論とは別に、本当にワーカブルなものなのかどうか。

要するに、このガイドラインが何を目的としているものなのか。調査をやるに当たって触れなくてはいけないような項目を列挙する、しかし、それはすべて100%満たせるかどうかというのは実際の調査に委ねられているわけで、その内容によって十分ではないものについて、ガイドラインの違反、遵守がなされていないという議論が、本当に妥当な議論として成り立つのかどうかということに関して、少なくとも私自身はまだイメージがつかめません。

といいますのは、J B I Cであれば、融資をする上で直接的な被害を受けるような方が、十分な環境配慮がなされていないからJ B I Cの審査は不十分じゃないかということで訴え出るというのは、わかりやすいイメージとしてあるわけですがけれども、ジェトロの、CSRの部分は私はわかりませんが、案件形成調査でガイドラインの違反を訴え出る人というのは一体だれなのか。そういう第三者が具体的に存在し得るんでしょうか。

その調査というのはこれから行われるもので、しかもその内容が100%満たされるかどうかということは、具体的に現地に行ってみて、情報を入手してやってみないとわからない。調査結果を見て、これはガイドラインに違反しているじゃないかといって訴え出られるようなケースというものが本当にあるのかなというところが、まだ私自身としては、書く以上は具体的なケースを想定したものにしなないと意味がないわけで、ただコンプライアンスのメカニズムを入れましたということで、それで本当にいいのかなという気がいたします。

また仮にそういうメカニズムが必要だとすれば、それは客観性といいますか、第三者性というものをメカニズムとして組み込まなくてはならないわけで、それは組織のあり方としては外に出すべきだということだと思いますが、しかし本当にそういうメカニズムが、少なくとも案件形成調査において必要なのかなというところが、私自身はまだ納得がいかない部分なので、もう少し考えてみたいと思います。

原科委員長 私は、ガイドラインの遵守には2面あると思ひまして、1つは応募した提案者に対するガイ

ドライン遵守の問題と、もう一つはジェットロ自体のアクティビティに関する問題ですね。ジェットロがこういうことを示すわけだから、ジェットロ自体の判断とか、そういうものに対する問題もあるかと思うんですね。そっちの面に関しては、定期的に諮問委員会を開催して意見をもらうわけでしょう。だからそういう感じがしました。

その意味で、仕組み、システムとして、遵守の機関というのは表に出すような形、最後に岡崎委員がおっしゃったのと同じことですが、それでないと、内部で持っているうまくいったというのは自己評価になっちゃいますから、やっぱり外部評価という格好がないとおかしいのかなという感じは持っております。

どうぞ。

事務局（藤崎） 1点、こちらの想定としてつけ加えさせていただきますと、岡崎委員のご心配された異議申し立ての件でございますけれども、私どもとしては基本的に想定をしております。そういうことが起きるといことは考えられないと思っております。

原科委員長 異議申し立てよりも、クオリティコントロールという感じですかね。

事務局（藤崎） そうですね。これはCSR部分を含めまして、環境社会配慮上、私どもの活動が問題点があるならば指摘してもらおうということでございまして、例えばJICA、JBICにおける異議申し立ての受け付けをする人ですね、そういった人が配置されておりますけれども、そういったことは考えておりません。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 今の点でクラリフィケーションで、今おっしゃられた点で、そうすると、外部から質問があったりしたときに、実際のジェットロ調査を考えると、民間から提案があるわけですね、こういう調査をしたいと。それを審査してぜひやってくださいと。そのときに、ガイドライン的にこういうのを大枠としてありますから、これを参考にしてくださいということでスタートするわけですが、さっき私が申しましたように、案件ごとに非常に違うんですね。実施者の方はできるだけ守ろうとしてやるわけですが、当然ながらそこでは優先順位があって、情報もなかなかとれない、データもとれないということで、その枠内でやると。ステークホルダーについても、今までの議論、今回、私はまた申し上げようと思っておりますけれども、特定するのは非常に難しいと思っておりますけれども、そういう中で、この辺かなということでお話を聞くことはあるにしても、どうしても不完全な形でまとめたレポートが出てきたときに、それに対してこれだと十分でないというふうな質問等がきたときに、第三者としても、外部委員としても、そこは判断できないんじゃないかという気もするんですけどね。現地の事情を知らない状況ですから。そういう面からいって、どこまでこの審査会というのが機能するのでしょうか、質問ですが、質問ですけれども。

事務局（藤崎） 議論としまして、先ほどから案件形成調査の具体的な姿に入ってしまったと思いますので、むしろ案件形成調査について議論していただいて、その上でまた戻って、今回諮問委員会を提案させていただきましたけれども、それについて議論していただいた方がいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

原科委員長 どうしますか。それに入る前にもうちょっとご意見をいただいた上で、そういうふうに入りましょう。関連してほかに何かございますか。

私は、遵守、コンプライアンスの意味を、異議申し立てだけに限るといふ、そういうことでなくて、クオリティコントロールと申し上げたのは、こういうガイドラインをつくるわけですから、ガイドラインに沿ってちゃんと行っているか、進行管理といいますか、そういうチェック機能と考えております。この場合は、だから、さっき藤崎さんが想定していないとおっしゃったことと同じことですが、せつかくガイドラインをつくったら、それをちゃんと守られないと意味がないですから、ジェットロ自体がそういう判断をして事業を選択されたかどうか、そういうことだと思います。

そのとき、今、高梨委員がおっしゃったように、余り詳細な判断をする材料がないので、明確に問題だという場合はこうなりますけれども、ぎりぎりのところは、そうぎちぎちしたくはないと思いますけれども、そんなような印象です。

どうぞ、松本委員。

松本委員 おっしゃったように、この後、第 部に入ってしまった方がいいと思うんですが、そのときにも関係するので今申し上げたいのが、クオリティコントロールとした場合、最終報告書が出た後に、それに対して議論をした結果がどこへ持っていかれるのかということが疑問に思うわけです。レポートとしてもう世に出しちゃいましたと、現地国政府にも渡しましたというような段階で、あのレポートのここがおかしかったともし諮問委員会の議論で出たときに、それは一体どういうふうになるのかなということを考えないと、クオリティコントロールにはつながらないと思っているので、そのあたりについても第 部の議論の中で、ワーカビリティというか、そのあたりについて議論した方がいいかなとは思っています。

原科委員長 それはさっき循環型と申し上げたのは、次の年度の審査に生かすとかということです。それは実際にこの分野ではありまして、行政では川崎市の環境調査条例というのが1994年にできたんですけれども、それはそういう仕組みで、終わってから事後評価しまして、次の年に生かすということでやっています。

こういうものは、審査の過程で、前年度の評価をして次に生かすというのはよくやっていますから、時系列で見ればそれが十分有効だと思います。ただ、それは少し時間をかけて長い目で見てやって、悪くはないけれども、即効性がないから問題という感じもします。しかし、仕組みをよくするためには、それは十分意味があると思います。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 そういう意味で、次につながるという意味では私も賛成なんですけれども、ただ当該案件についてどうかというときには、コンサルタントを含め実際調査する方にとっては、JICAでもJBICでも、要するに業務指示書というTORがあるんですね。やる方はこれを守ってください、これを調査してくださいというのがまず前提としてあって、それが十分達成されているかどうかということが1つ大きな評価になると思うんです。

ただ、鉄道調査で基本的にそうでなくて、民間からこういうことを提案したいということで調査するので、

そうするとジェットロ側に立っていても、どこまで業務範囲が明確に委託として与えられるかというところは、正直クリアでないところがあると思うんです。

原科委員長 いや、ですから提案ですから、基本要件は最小限のものを提示して、あとは評価ですよ。評価のときにどんなふうに評価されるかということは、過去のどんなものが評価されてきたか、それがわかれば提案のときに重要な参考になるでしょう。その質を高めるわけです。科研費の審査はまさにそうなんですね。過去にどんな審査が行われたか、それを公表することによって次の提案をする人が、そういうものを見ながらさらによいものをつくっていく、そういうメカニズムを考えているんですね。

高梨委員 恐らく国際案件のときに、デブスとか広がりとかというのがなかなか判断できないと思うんです。ですから、そういうTORがはっきりできないところと、それが本当にどれだけカバーしたかというのが、現場へ行っていないとなかなかわからない状況があるので……。

原科委員長 個別にはね。ただ、考え方はだんだん明らかになると思います。特に議事録公開でどういう議論がされたか記録が残って公表されますと、どんなふうに案件をつくって、そのときにまさにさっきおっしゃった3番、4番の言っていることはどんなところまでやればいいのか、わかってくると思います。

高梨委員 ですから、繰り返しで恐縮ですけれども、JICAのレベル、JBICのレベルと基本的に違うということですね。

原科委員長 違うフェーズの話ですね。

高梨委員 そうということですので、そういう面では違った扱いということですね。

原科委員長 大分話も整理できてきたようですので、この辺で休憩をとりまして、後半では第 部の方にまいりましょう。

ではちょっと休憩をとります。

午後4時22分休憩

午後4時36分再開

原科委員長 それでは、時間がまいりましたので再開いたします。

次は第 部にまいります。私のメモでは第 部がちょっと入っておりますけれども、これは次回詳しくやるということにいたしまして、第 部の検討をいたします。

それでは、最初にジェットロのご担当、清水部長から、案件形成調査事業における環境社会配慮というメモのご説明をいただきます。

清水産業技術部長 産業技術部長の清水でございます。

お手元の資料でございますけれども、「第 部 案件形成調査事業における環境社会配慮」というタイトルで、右上にジェットロ産業技術部のクレジットが入っているバージョンを使って説明をさせていただきます。

作業の流れでございますけれども、前回6月27日の委員会で原科委員長から案の提示が、これはガイドライン全体についてですが、ございました。その中で、第 部についても書いていただきました。それを踏まえまして、私ども事務方として案をつくらせていただきまして、原科委員長がメキシコに行かれる前に投げ

させていただき、往復の飛行機の中で見ていただくという大変面倒な作業をお願いした次第でございます。

従いまして、原科先生から今日出していただいた案は、その事務局案をベースに加筆をされているバージョンかと存じますが、まず、私どもの考え方をこの資料に沿って説明させていただきます。

大きな骨格でございますが、1.と次のページの2.に分かれており、これは前回委員会で原科先生からご提示のあったものと変わっておりません。すなわち、「基本的な考え方」と「案件形成調査の手續」に分けております。

後半の「案件形成調査の手續」の部分は、以前から私どもが出しておりました審査採択段階から報告書の公開までの流れを示したものでございます。これに対しては別紙1、別紙2がついております。このあたりは前回お示ししたものと、若干のワーディングの違いはございますけれども、大きな変更はございません。

「1.基本的な考え方」のところは少し整理し直しました。(1)前提、(2)基本方針、それから次ページの(3)ジェットロが担う環境社会配慮上の責務、(4)案件形成調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲、という4つの柱が立っております。このあたり、どういう整理をしたかについて、前回の原科先生の案とも対比をさせながらご説明ができればと思います。

最初の「前提」についてですが、ここは前回委員会でも少し議論しましたが、それも踏まえ修正しています。ポイントを読みながら説明させていただきます。

最初のポツでございますが、これは何が対象となる事業かということで、3つの事業を書いてございます。

先ほど宮崎委員からも対象事業の名称のお話がありました。要は現時点での事業名称であるのご指摘をいただきましたが、それについては脚注にこういった形で書いています。第 部の方で仮に書くのであれば、こうした書きぶりとの整合性をとる必要があるかもしれません。いずれにしましても、対象事業の名称は現時点での名称であって、名称変更があれば当該部分の変更を行うということを脚注で書いております。

それから、2ポツでございます。これも原科先生の案を使わせていただきながら、少し直しております。案件形成調査が前段階だということ、次の段階でフィージビリティ調査が待っていること、を書かせていただきました。従って、その目的が、次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することだ、ということを書いていきます。

その次のポツは、案件形成調査におけるガイドラインの目的ということで、こういう書き方をさせていただきました。

最後のポツ、ここはまた議論のあるところかもしれませんが、委託調査であるということで、適用については、特に執行上は我々は委託元にも指示を仰がなくてはいけないこともあって、こうした文章を1つ入れました。

それから、(2)基本方針でございます。ここは少し構造をつくり直しました。原科先生からは、前回、複数案の検討、ステークホルダーの特定、情報公開、フォローアップ等、幾つかの項目を出していただきました。基本的にその項目はほぼ同じかと思いますが、手續面と調査の中身については分けた方が良いのではないかと考え、1)と2)に分けております。1)が手續、2)が調査報告書の記述内容でございます。

その全体にかかる前文という形で、数行の文章を書きました。ここには「JICA/JBIC等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性」というキーワードを入れました。前回の原科先生の案ですと、「JICA/JBICガイドラインとの整合性」という項目が他と同じ並びで入っていましたが、むしろこれは基本方針全体にかけた方が良いのではと考え、こういう書き方にさせていただきました。

また、先程から委員の皆様からご指摘がありますけれども、やはりJICA、JBICとは段階も、枠組み、規模も相当違うという、その差異については十分認識する必要があるのではないかとすることも書かせていただきました。

その上で「手続」でございますが、3点書いてございます。

「スクリーニング」は、対象事業に影響があるものとないものに分けるということです。これは従来からお話をしてきたところでございます。

次に、「情報公開」でございます。これは、案件形成調査の採択後、採択案件と、それから最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果、すなわち「スクリーニング」結果のある、ないをオープンにするということでございます。それから、最終報告書の公開ということで、現在もやっております和文の最終報告書とその概要、それを原則として公開するという事です。前回委員会でもお話ししましたが、公開出来ない案件も経産省との関係でございますので、「原則として」という一言を入れさせていただきました。

最後に、「フォローアップ」でございますが、「過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。」という書き方にさせていただきます。これは、フォローアップ調査も経済産業省の仕様の中にあれば実施しますけれども、仕様になければ実施しないということもあって、こうした書き方にしています。

それから、2)が調査報告書の記述内容でございます。 、 とございますが、 が「他の選択肢との比較検討」です。これは前回の私どものワーディングで書いておりますが、提案事業の必要性・優位性を明らかにするために、当該事業を提案する際に、事業の効果、すなわち、今は何もないわけですが事業を行った場合にどういう効果があるかということを書いてくださいということです。それから、考えられる他の選択肢との比較を可能な範囲で行ってくださいとしてあります。その際には、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する、ということを書いております。

それから、 が「ステークホルダーからの情報収集等」でございます。これも前回ご議論いただきましたが、想定される実施機関とは協議を可能な範囲でしてください。それから、特に被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述してください。という書き方にさせていただきます。

いずれにしても、ここで「ステークホルダー協議をしなさい」とは書きません、という私どもの考え方は変わっておりません。次の段階で何をするのかということを確認に書くということでございます。

それから、(3)が「ジェトロが担う環境社会配慮上の責務」でございます。責務につきましては、先ほど岡崎委員からも、何をチェックし、何が合った場合、例えば訴えられるような事態になるのか、といった

お話もございました。いずれにしても、ここでは、何を次のステップで行うのかを調査報告書の中に書いていただき、それをジェットロが監理をしていくのである、と書きました。

(4)の「案件形成調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」でございますが、ここはもともと原科先生の案ですと、先ほどの第 部の中に書いてあったJICAの環境社会配慮ガイドラインの具体的な項目名の記述をそのまま第 部に書く形になっていました。しかし、環境社会配慮の項目などは、案件形成調査だけの話ではないので、第 部に持っていくという形にして整理をしています。つまり、「環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」につきましては、そこに書いてありますように、第 部の3、4を見てください、という書き方にしました。整理学としてはこの方がきれいではと思っております。

先ほど高梨委員からも、こんなに多くの項目をカバーするのですかというご指摘がありました。私どもも、これらの項目を全部配慮しろと言われると、これは多分出来ないでしょうし、また、案件の提案もなくなるのではと思っておりますが、これらはあくまでも考慮すべき項目の外縁を示したものと思っております。具体的にそれぞれの調査をする中で、どういう項目について検討するのかということが個別に考えられるものと思っております。特にジェットロ調査では、環境社会影響自体をアセスするわけではなく、次の段階で何をやるのかということを書いていただくということですから、こういう書き方で範囲を示すということが適当では、と考えた次第でございます。

それから、前回の原科先生の案では、「情報公開」、それから「ガイドラインの遵守」等が独立した項目でございましたが、これも基本的には全部前の方に持っていき、先ほどの第 部の中に書き込むという形にしましたので、その分が大きな項目立てとしてはなくなっているという形です。

以上が「1. 基本的な考え方」でございます。

2. につきましては、「案件形成調査の手続」ということで、詳細はこれまでに何度もご説明しましたので省かせていただきますが、審査・採択段階、それから契約段階、調査実施段階、精査段階、調査報告書の公開段階、と従来と同じ書き方にしています。

すなわち、審査・採択段階では、最初にスクリーニング様式でチェックをしていただき、それから、その内容をチェックし、必要に応じて海外事務所の助力も得ながら中身を確認していきます。その結果を総務部の環境社会配慮審査担当がチェックを、それから、外部有識者の審査/専門委員会でも検討結果の適否を審査します。これらについては案件採択の際にオープンにしていく、ということでございます。

契約段階につきましても、実施計画書の提出を求め、その中に環境社会配慮調査項目が含まれているか否かを確認するというところでございます。その際、環境社会配慮審査担当がその確認に協力をし、必要な助言を与えるというメカニズムです。

調査実施段階もそこに記述したような形でございます。具体的に派遣する者についても書いてございます。その他、項目の洗い出しに当たって何を参考にするのかということで、JBICのお名前を書かせていただきました。その他、実施機関との協議の話、それから具体的に報告書の中に何を書くのかということで、提案プロジェクトの必要性・優位性を明らかにするために、実施した場合の効果、それ以外に可能と考えられ

る異なる選択肢との比較検討等をやってください、と再度書いてございます。

それから、調査報告書の精査段階は私どもでやらせていただきますが、その確認作業に際しては、環境社会配慮審査担当が協力し、必要な助言を与えるということにしております。

調査報告書の公開につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。本文はジェットライブラリー、それから国会図書館に配架し、報告書の要約をホームページに掲載する、という流れでございます。

別紙 1、2 の説明は省かせていただきます。

全体、こうした形で私どもは整理をさせていただいたという紹介でございます。

以上でございます。

原科委員長 ありがとうございます。

では、私の手を加えたものもご紹介いたします。もう一つのつづりで、先ほどご説明しましたものの途中になります。6 ページになります。「第 部 基本的事項」というのが 1 ページにありまして、5 ページは第 部ですね。これは次回に詳しい資料が出ると思います。それから 6 ページからが第 部です。これは、先ほどのように、清水部長から送っていただいたもの、藤崎さん経由だったですね。それをもとに少し直しました。

余り大きくは手を入れておりませんが、前提のところでは 1 つでございます。今のご説明と比較して見ていただきたいんですが、文章はほとんど同じになっていますけれども、2 つ目の段落がちょっと長くなっておりまして、それは 2 つ目の段落の 5 行目です。もとのものは「次の段階で行われる調査」ということで文章が続いておりますけれども、私はその前に「次の段階に進めるべきかを判断する情報を与えるとともに」ということで、次の段階に進んだ場合にはこれこれということですが、環境社会調査項目の幅広い洗い出しを行うという点では同じなんです。もう一つは、提案行為が実際に事業化すべきものか、その判断をするというようなこともここに入るんだと思いましたので、これをつけ加えました。ですから、「次の段階に進めるべきかを判断するための情報を与える」と。ここで決めるわけではないんですが、その判断をするための情報を与えるということですね。これを 1 つ加えたらどうかということです。

それからもう一つは、今のご説明の 4 つ目のポツで、「委託調査であるため、以下の個別項目の適用については、委託元の意向も踏まえ対応する。」という、この部分はなくてもいいのかなと思いました。これは言われてみればそのとおりなんです。余りこれを強調しちゃうと、かえって変かなと思いましたので、私はこれを削除しました。

それから、あとは基本方針、( 2 ) の方になりますけれども、スクリーニングのところでは、これはカテゴリーの名称を勝手につけちゃったんですけれども、環境社会影響があると考えられるものをカテゴリー A としまして、影響がないと考えられるものをカテゴリー C としました。これは J I C A とか J B I C の A、B、C と対応するように、A と C にしました。B がないのはちょっと変でありますけれども、飛行機の中でも窓際が A で、2 席の場合は B が飛んでいますね。だから A と C でいいかなと。たまたま飛行機の中で直したからそのせいかもしれないですが、両端で A と C にしました。J I C A も A、B、C があって、C の力

テゴリーが誤解されちゃうので、AとCにした方がいいと思ひまして、そんな表現をしました。

それから情報公開、これは1つふやしております。基本的には同じなんですけれども、ちょっと詳しく書いたようになりますが、案件名ですね。それから、検討結果の明示、そして質の向上。そんなに大きくありませんが、私の場合は、中間の検討結果の公開が必要だと思ひましたので、それを1つ加えたんです。それが1つ目のポツです。「ジェットロは、案件形成調査の途中段階において、案件名およびその内容と、当該案件が実施された場合の環境社会影響に関する中間の検討結果を案件ごとに明示する。」ということで、風通しをよくした方がいいかなというのが私の考え方で、これを加えさせていただきました。

あとは、フォローアップのところ、ご提案の中では結果の公表ということは明確に書いてなかったので、フォローアップですね。「その結果を公表することとする。」というのをつけ加えたのが私の案です。

あとは、十分見る時間がなくて詳しくはチェックできなかったんですが、おおむねこんなことかなと思ひますが、もう少し時間をかけて検討させていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

ということで情報提供は終わりで、ご意見をいただきます。

岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 ジェットロの事務局から提示のあった案も原科先生の案も、私が1つ気になりましたのはスクリーニングの意味ですけれども、JICAのガイドラインでもJBICのガイドラインでも、目的があってスクリーニングをするわけですね。すなわち、スクリーニングの結果によってその後の手続が異なるわけですが、カテゴリーによって。しかし、これはどちらを読んでも、カテゴリー分けはしますと、だけどカテゴリーに応じたその後の流れというのが別々に書かれていないので、ここに書いてあるのはカテゴリーAのことだけなんですということであれば、それはすっきりします。

原科委員長 カテゴリーAという意味です。

岡崎委員 ですね。そしたらそれは、カテゴリーCに関しては何もしないということであれば…。

原科委員長 ですから、スクリーニングの説明のところ、「2種類に分類する。」の後にもう1行入れて、Cに関してはそれ以上の検討はしないと。それはおっしゃるとおりです。

岡崎委員 それからもう1点は、これは我々の間では、ジェットロとJBIC、JICAは違うんだということは常に議論に出てくるんですが、私は、ここに書いてある段階、枠組み、規模ということも、もちろん違いの大きな点ですが、より本質的な違いは、JICAであれば、国際約束に基づいて行われる技術協力であり、開発調査であり、無償資金協力のための調査。JBICであれば、円借款であればこれも両国政府間のENに基づいて、JBICと相手国との間で融資契約が結ばれる。国際金融等業務であっても融資契約が結ばれるという、言ってみれば法律的な枠組みがそれに伴うわけです。

しかしジェットロの場合は、制度はあくまでも税金を投入した制度であっても、この事業を担う者はだれかということ、これは自発的な意思に基づく民間企業なんですね。ここは対象とする事業の性格を大きく異なる要因だと思ひますので、必要があればワーディングを考えますけれども、見る人は、やっぱりJBIC、

JICA、ジェットロと並び立てて見て、ガイドラインを見比べるとと思いますが、やはり業務の違い、それが段階、枠組み、規模において差異があるんだということを、この第 部に書くことが適当なのかどうかという問題はありますけれども、私が申し上げたところは、対象業務の性格を決定的に異にする要因だと思いますので、どこかに文章化したいという気持ちがございます。

以上です。

原科委員長 「案件発掘段階にあることから」という後に、例えば事業主体は未定とか何か、そういうようなことになりませんか。おっしゃるとおりですね。案件発掘段階はそういうことを含む場合が多いですから。ただ、それは明確にしておかなきゃいけないですね。事業主体が決まっていますから案件発掘と両方ありますから、この場合には、案件発掘段階にあって、なおかつ事業主体が未定とか、そういう表現、そんな感じでしょうか。

ほかにご意見ございますか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 今の点なのですが、これは以前も議論になったテーマの一つだと思うのですが、将来の円借款に向けてジェットロの皆さんの案件形成の調査が行われるとすると、通常、民間の方も提案する場合には、次のフィービリティスタディにつながるような案件がカテゴリ A となってくる場合がおそらく増えてくると思います、特にインフラ案件は。その場合に、案件の実施主体がわからないとか未定ということは、基本的には非常に少ないのではないかと。

つまり、次のステップにかなり具体的に進むような案件形成であれば、どこかの国の公共事業省なりの道路局ですとか鉄道局ですとか、そういったところと当然話し合いをするわけですから、そのあたりは前回議論したとおり、やっぱりそこが未定ということ、余り強調すると、円借款を念頭に置いたということと、ちょっと齟齬が出てくるのじゃないかと思った次第です。

原科委員長 「案件発掘段階にあることから、事業主体が未定な場合も多く」とか 多くないのですか。「未定な場合もある」と言った方がいいでしょうか。

田中委員 それはもちろんある場合もあると思うのですが、余り未定だと.....。

原科委員長 事業主体が必ずしも確定しているわけではないとか、そういった方がいいのかな。

どうぞ、産業技術部長。

清水産業技術部長 岡崎委員がおっしゃったように、事業主体が未定かどうかということではなく、むしろ国際約束であるとか、円借款要請に基づく案件ではないということ、これを明確に書いた方がいいのではないかと思います、いかがでございましょうか。

岡崎委員 私がさっき申し上げたことは、民間企業が提案した後はジェットロの検討を経て、相手国の意思決定のプロセスに委ねられるわけで、民間企業のステータスはあくまでも自由意思に基づく提案者にすぎないわけです。ですから、法律的な枠組みをそこに課すべきではないと思います。そうとられるような文言にしてはいけないと思います。

原科委員長 提案段階だということがわかるように書いた方がいいのかな。

岡崎委員 はい。

原科委員長 では、それはちょっと工夫しましょう。清水部長、よろしく願います。うまく表現してください。

どうぞ、松本委員。

松本委員 今の意味がわからないので明らかにしたいんですけども、今、岡崎委員がおっしゃった違いというのが具体的にどういうところに反映するかというのは、もう少しかみ砕いてご説明いただけますか。

岡崎委員 J B I Cのガイドラインであれば、J B I Cのガイドラインに基づいて環境社会配慮を確認すべき対象事業が当然あるわけですね。その事業は、円借款であれば両国政府間の合意があって、交換公文の交換に基づいて融資契約があって、その融資契約に基づく前の、融資前の環境社会配慮確認をするためのガイドラインが存在する。そうすると、融資をした場合には、ガイドラインに基づいて、J B I Cが当然ガイドラインの内容を満たしていなければ、これはガイドライン違反のリスクを負うという立場にあるわけですね。

それはJ I C Aも恐らく同じで、J I C Aも国際約束に基づいて技術協力をやりますと、あるいは開発調査をやりますと、それから無償資金協力のための調査を行います、これもバックグラウンドとしての両国政府間の合意があって、それに基づいて調査が行われるわけです。その調査が十分なものであるかどうかということに関しては、やはりガイドラインに基づいて、J I C Aは、遵守しているかどうかというリスクを抱える立場にあるわけですね。

私は、ジェットロの調査における民間企業の法的なオブリゲーションといいますが、ステータスといいますが、私は、ジェットロの事業で調査活動を行う民間企業というのは、平たく言えば無責任というか、要はこういうことをやったらどうですかという提案者にすぎないわけですね。その提案した内容について第三者から、ジェットロを通してであっても、ジェットロのガイドラインに則って適正な調査が行われていないじゃないかと言われるような立場に置かれるようなことを想定すべきではないということを申し上げたいんです。

松本委員 私たちNGOもよく助成金、補助金をもらって、国際約束がない状態で、発展途上国で調査、ニーズアセスメント、プロジェクト提案というのをするんですけども、我々提案者が求められているオブリゲーションは、補助金を出す側が出してくる条件なんですよ。

ですから、ジェットロはそれに沿って調査がなされたかどうかを確認する責任があり、請け負っている、あるいは提案をしている民間企業なり我々NGOなどがやらなきゃいけないのは、ジェットロ側が示した条件を満たすような形でしっかりと提案を書いているかどうか。そうでないとお金をもらっている側としては、はねつけられてもしょうがない。

ですから、そういう意味からいけばそういう違いはありますけれども、多分何度もここで出ていると思いますように、これはあくまでジェットロのガイドラインであって、ジェットロは審査の段階でこういうところを見るべきであると、こういうところを企業に条件として出すべきであると、これはやってもいいことだと思

うので、岡崎委員の今おっしゃっているところがよくわからなかったんです。

岡崎委員 今の松本委員の提案はおっしゃるとおりだと思います。要するに、ジェットロが資金交付をする上で、資金交付に値する調査かどうか。例えば、同じ人が同じ時期に別なことをやっていたとか、そういうところから始まって、調査項目として掲げていながら、しかも現地に行っていながら、極めて中身の薄いような調査になっている、そういうレベルの差はあると思うんですが、それはジェットロは契約者として、被契約者に対して中身を確認して、その調査内容が妥当なものかどうかということを確認した上で資金交付をすると、それはそうだと思います。

うまくご理解いただけないのかもしれないんですが、一方で、JBICやJICAのガイドラインで、JBICとJICAが拠り所としているガイドラインの考え方の対象というのは、あくまでも事業実施者が適正に環境社会配慮をしているかどうかということ、JBICも確認するしJICAも確認するわけですね。そうすると、ジェットロがガイドラインをつくって環境社会配慮確認をする相手というのは民間企業になるわけですね。すなわち、JBICであれば途上国政府であったり民間企業であったりする。あるいはJICAであればコンサルタント企業であったりする。それに相当する先が自発的な意思に基づく民間企業である。そこは国際約束に基づいて行われる、あるいは融資契約に基づいて行われる事業実施者、作業実施者と、こういう制度があって、こういうことをやったらどうかということを一提案者として提案してくる民間企業と、私は同じものを要請するレベルではないんじゃないか、それから、要請する側の抱えるリスクも違うんじゃないか、それをどう表現したらいいのかというのはまだ思案中なんですけれども、申し上げたいことはそういうことなんです。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 私ども実施する立場からすると、この文言であれば、案件発掘形成にあるということで、具体的にどういうことかということになると、要するに民間の発意に基づいて案件発掘をして、それはどこがJICA、JBICと違うかということ、基本的には予算であり、実施機関であり、現地側の協力体制なんですね。この辺が根本的にJICA、JBICとジェットロの調査は違うんですね。

ですから、そういう予算規模も期間も、向こう側の協力態勢もない中で、JICAやJBICと同じような項目を調査実施者に押しつけるというのは、基本的にできないことを押しつけるようなことになってしまう。そこが一番の懸念だと思うんです。

ですから、ここで段階、枠組み、規模と書いてあるのは、恐らくそういうことを言わんとしているんだろうと思うんですけれども、個人的には、具体的に言うとそういったことを書くことが違いをはっきりさせるんじゃないかと思います。

原科委員長 さっきの田中委員のおっしゃったような状況であれば、意外とそういう支援も受けられるということが多いんじゃないでしょうか。つまり、円借款につなげようというプランニングで進めている場合もあるわけでしょう。だからそれは非公式だけれども。

岡崎委員 それはそうだと思います。まさに委員長がおっしゃったように、それはあくまで非公式ですよ

ね。ですから、非公式なものをガイドラインの中にワーディング化するというのは、私は危険だと思います。

原科委員長 私はそれがよくわからないんです。プランニングというのはプランの中身を環境社会配慮したものにするための条件づくりで、プランというのはあくまでも決まる前ですよ。だからそれはそれでいいんじゃないかと思うんですけども、まさにストラテジックなレベルの話ですから。

高梨委員 だから、こっち側でつくる分についてはいいんですけども、それを向こう側のプロジェクト、プランとして認知させるプロセスが入っていないわけですね。

原科委員長 あくまで提案ですよ。提案の中身として、さっきみたいな発注側がこういうことを守るようにと、それを評価してと、そこまで。だから、さっきの異議申し立て云々というのは、私も概念は合わないように思います。だけど、プランの中身がクオリティをちゃんと維持したかどうかのチェックはするということだと思うのですが。

高梨委員 ただもう一つ、先ほど田中委員が言われた実施機関の話について、我々現場からすると大体決まっていることは決まっているんですね。道路だったら公共事業省なり、電力だったら電力省なり何なり。ただ、我々 JICA、JBIC と違う大きな点は、当該の所管の官庁は、そういう面ではそれなりの協力はしてくれると思うんです。彼らもプロジェクトを進めたいと。

ただ問題は、環境社会配慮のデータというのは、往々にして当該機関が権限を持っていないところで扱われているんですね。ですから、環境省があつたり社会開発省があつたり。そうすると、例えば家屋のデータですとか、環境のデータですとか、そういうものをもらうときに、コンサルタントが現場で一番苦労している。これは JICA でも実は問題なんですけれども、要するに所管のところからレターを出していただいて、協力をしてくださいといってもらったところが、必ずしも協力するとは限らないんです。これは国際約束があつた場合でも我々が一番苦労するところなんです。ですから、それは国際約束があるから当然出せと言っても、向こうは拒否する権限を持っていますから、それが最終的に……

原科委員長 でも、それであればなおさら書かなければいけない。こういうのがなかったらなおさらやらないでしょう。これがあれば少しはやるインセンティブが生まれるけれども、こういうものがなかったらますますやらないですよ。

高梨委員 できないところにそれをやれと言っても……。

原科委員長 いやいや、そうであればこそ、今、国連欧州委員会のオーフス条約がありますね。あの条約に今40カ国入っているのかな。ああいうところで環境情報の公開とか、アクセシビリティを高めようというのがありまして、そういう動きがあるわけです。そういうのを考えると、やっぱりそういうディレクションといいますが、そういう方向を示すためにはね。だから、これはあくまでそういうことを示して、これがなければ絶対だめだと言っているわけではないわけですから、ここにそういう要請が入っていないと根拠にならないでしょう。ジェットロにそういう要請をされているからぜひお願いしますという、アクセスを求めることはできますよね。なかったらそれすらできないですよ。ここに書かなかつたら。

高梨委員 ただ、この議論の一番出発点は、JICA、JBIC との違いをどこかでうたわなきゃいけない

いということだと思っんです。だからそれが……

原科委員長 だから、その違いというのが、今おっしゃったように、ここに書くけれども、それはそんなにぎちぎちのものではないということだと思っんです。ディレクション、方向としてこうだということ、それがリクワイアメントではないという感じではないでしょうか。

高梨委員 そうですね。ですから、今の文章のところを少し工夫するなりして。ポイントはそこだと思っんです、違いをはっきりさせるということ。

原科委員長 むしろコンサルタントの皆さんがやるときの後押しなりをね。プースターですか、そういう感じになるんですね。

高梨委員 余り現実には後押しがないものですから。

原科委員長 いや、わからないですよ。ネットワークで、いろんな力で後押しを図っていただけますよ。

さっきメキシコの話をしましたけれども、たまたまメキシコがどんなことをやっているか、ちょっと雑談になりますと言いますけれども、メキシコのグアナファトというところに行ってきました。グアナファト大学というのがありまして、グアナファトという町は、グアダハラという観光地が有名ですが、そのそばなんです。その東側のところで、そこも世界遺産の町なんです。メキシコで一番美しい町とか、確かに大変美しいところだったんですけども、そのグアナファト大学が275年の歴史があるんです。びっくりしました。

その土木工学部ですが、創立60年の記念事業を行うので頼まれて基調講演で行ったんです。そうしたら、そのときのタイトルが何と、土木学部なんだけれども、「土木及び環境」なんです。行ってみたら、その学部の中に土木工学科と環境工学科が最近できたというんですね。それで、第1回の記念の国際会議の名前が「土木及び環境工学」なんです。それはどうしてそうなってきたかという、メキシコ政府がそういう方向を出してきたわけでしょう。このようにいろんな力関係で方向が出てきますから、ジェットロだけで決めても動かないんですけども、ここで後押ししておくといろんな形で変化すると思っんです。そういうことが書いてあれば、例えばこのメキシコのような国においては、環境情報を提供しますとなるでしょう。でもガイドラインに書いてなかったらやりにくいでしょう。これはそういう意味です。

高梨委員 ただ、現場では知らないということも往々にしてあって、環境省等に行っても……

原科委員長 だから、これを書いておいてこれを見せれば。ジェットロはこうです、JICAはこうです。今のご意見、おっしゃることはわかりました。現場で非常に難しい面があるということ。その辺を工夫して表現しましょう。

どうぞ、松本委員。

松本委員 今の話は非常にわかりやすいんですけども、これはジェットロの方にはお願いですが、公募要項の今までの様式の中には、お持ちの方であれば25ページを開いていただければと思っんですが、プロジェクトの実現可能性の(4)にプロジェクトの支援意向というのを聞く欄があります。ここには、現状では相手国の政府機関、関連団体、実施機関等の協力・支援について記述してくださいと書かれています。これは提案企業に

もわかりやすいように、例えば環境社会配慮の調査が適切にできるかどうかを含めた支援の状況を、相手国政府が支援してくれるかどうかという状況もここへ書いてもらおうと、最初の審査の段階から、この事業はちゃんと当該の環境関係の役所の協力も得られるんだなということがわかりやすいので、そういうところに少し書いてもらうことで効果はあるかなと思いました。

原科委員長 それは具体的にどの部分になりますか、今おっしゃったことは。

松本委員 これは公募要項なので。

原科委員長 今のガイドライン上の表現はどうかということ。それはこれからご提案ください、またお考えいただいて。

清水産業技術部長 実態上は、審査する際にどれぐらい情報が手元にあるかという話だと思います。出来るだけそういう情報を提案される企業の方には書いていただく、書けるように情報をとっていただくということです。

原科委員長 こういうところにもし書ければ書いておくということですね。

清水産業技術部長 ガイドラインに書く話ではないのではないかと思いますけれども。

松本委員 もし、先ほど岡崎委員がおっしゃったような、これが企業の自発的な提案によるもの、国際約束でないという特徴をガイドライン上に記述するのであれば、それとあわせて、したがって提案企業は提案の段階から、所管する実施機関だけでなく、環境を所管するような役所からの協力も得ていることが望ましいであるとか、何かそういう一言を加えないと、先ほど岡崎委員がおっしゃったようなことをもし書くのであれば、抱き合わせで書くということで、私はどちらも書かないという手もあるかと思いますが、もし書くということであれば、そういうのをあわせた方がいいと思います。

原科委員長 では、基本的な考え方の前提の部分ですが、私は「次の段階に進めるべきかを判断する情報を与えるとともに」というのをつけ加えたんですが、この点はいかがでしょう。これは前提条件、考え方ですが、そういうことで考えていいのか、あるいはそれは必要ないというか、これを決めたいと思います。

清水部長。

清水産業技術部長 全体として、特につけ加えていただいた文章がおかしい等と申し上げるつもりはないのですが、環境社会配慮のファクターというのは、次の段階に進むかどうかを判断する情報の中の一つだと思います。

そういう意味では、これはニュアンスの問題かもしれませんが、このままの表現では、予備的な環境社会配慮調査によって進むか進まないかを判断する、ということが色濃く出過ぎているかなと思います。仮に直すのであれば、「進めるべきか否かを判断か評価する一つの材料」とか、「一つの情報を提供するとともに」、ぐらいの方が適当ではと感じます。「進めるべきかを評価する一つの材料を提供するとともに」といった表現でしょうか。

原科委員長 今の表現修正、いかがでしょうか。「進めるべきかを評価する一つの情報を」、材料か。情報でもいいですか。

清水産業技術部長 「情報」だとアンカ운タブルなので、そこは……。どちらでも構わないと思いますが。

原科委員長 本当は「情報」という言葉を使いたいけれども、「材料」の方がいいか。どうですか。何かご意見ございますか。

では「材料」としましょうか。そのようにいたしましょう。

では、前提のところは、あと「委託調査であるため、以下の個別項目の適用については、委託先の意向も踏まえ対応する。」という、これはどういたしましょうか。私は外しましたけれども、どうでしょうか。

清水産業技術部長 言わずもがなではありますが、一方で実態を考えるとこうなります。

原科委員長 わかっていますが、一々書くと強調し過ぎですからね。書かない方がいいかなと思って。

柳委員、どうぞ。

柳副委員長 それは委託元が意向として、そういうことをジェットロは考えなくてもいいということになれば、これはほとんど適用されないことになる。例えば、案件形成調査のこの部分については考えなくてもいいですよという意向が働けば、このガイドライン自体の適用はないということをあえてここで断っているわけですよ。そうであるとすれば、それは何のためにガイドラインをつくるのかということにかかわってしまうので、これを書いておくというのは何か危惧を感じます。

それは経産省にもいろいろな考え方があって、これは要らないと考える担当者だっていないとは限らないわけです。だから、そういう担当者が、これは要らないですよと言われたら、ジェットロとしてもこの項目がありますから外しますよという対応になってしまうと、これはちょっと困るなど、そういう危惧です。

岡崎委員 これはガイドラインを作る段階で経産省の了解もとって、そこでセットだと思います。じゃないと、まだ議論がありますけれども、場合によっては異議申し立てとかコンプライアンスのメカニズムを組み込もうというものの中に、経産省の意向で変わり得ると取られかねない一文があるということになる。訴え出る人に対して、それは全部経産省の意向なんです、意向って何ですかといったときに、外から見えないものをあらかじめ組み込む、これはガイドラインの評価を下げかねない一文だと思いますが、いかがでしょうか。

原科委員長 私もおっしゃるとおりで、どうでしょう、清水部長。

清水産業技術部長 ご指摘は重々理解いたします。仮にそうだとすると、もっと出来ることに限定して書かざるを得なくなります。例えば情報公開のところも、今は、最終報告書の公開に関して、我々はある意味、半歩踏み出して書いています。というのも、我々は契約書上は情報を出すなという縛りがあります。

原科委員長 だから、それは我々が経済産業省に対してむしろクレームをつけるべきだと思うんです。

清水産業技術部長 いや、私はそうではないと思っていて……

原科委員長 そうでありますよ。

清水産業技術部長 委託調査というのはそういうものだと思います。

原科委員長 だからそういう発注の仕方はおかしいんですよ、国民の側に立てば。これは断固……

清水産業技術部長 経済産業省が情報公開をするということになるわけです、本来。彼らの著作物なので、我々ジェットロの義務は報告書をお届けすることにあるわけで、それが契約なのです。

原科委員長 ああ、そういう意味でね。わかります。

清水産業技術部長 ですから、経済産業省が情報公開することは、経済産業省の責務でやるのですが、我々ジェットロが情報公開をするには許可をとらないとできません。我々の著作物ではございませんので。それをここに書いてしまうというのは、半歩踏み出しているのです。しかし、実態上ここまで現在も行っていきますので、ここまで書くこと自体は多分とがめられないだろうとして、書いた訳です。

原科委員長 代理行為ですね。

清水産業技術部長 ええ。ですから、これを書くこと自体も本当は踏み込み過ぎではあるわけです。

従って、それとの関係で申しますと、フォローアップのところは、その結果の公表は、書けないと思っています。少なくとも我々は今全く公表を行っておりませんし、経済産業省がどう考えているかも分かりません。

原科委員長 フォローアップを公表しなかったら、フォローアップの意味がないですよ。公表しない限りフォローアップとして効果がない。

清水産業技術部長 経済産業省がフォローアップをやっているのであって、我々としては報告書を納めて終わりです。我々が公表をしなくてはいけないオブリゲーションというのはどこにもないのです。

原科委員長 いやいや、基本的には経産省にしる何にしる国民の税金を使って行っていることですから、事後のフォローアップをするということは国民が監視するということなんです。そういう機能を果たさないようなことだったらお金の使い方がおかしいですよ。これはおかしい話がどんどん出てきます。

清水産業技術部長 委員長、それは経産省のお話です。経産省が発表されればいいのであって……

原科委員長 だから経産省に、我々はこういうガイドラインをつくります、これによろしいでしょうかと交渉していただきたいです。そうしないと機能しないじゃないですか。

清水産業技術部長 それは我々の責務ではありません。我々は契約の中でやれることしか出来ないというのが、まさに受託事業の性格でございますので、これは私は書けないと思っています。

原科委員長 それは契約の仕方を変えてもらうしかありません。それでいいのかな。そういう格好でみんなきているんですよ。だから今の問題は、国が民営化して民間に持って行って、そこで見えなくなっちゃうという、国民にとっておかしいことがね。その基本的な仕組みを変えなきゃいけないはずですよ。それは個別に対応していけば変わっていくんですよ。だから、それぞれのところで頑張っていたかないと永遠に変わらないと思いますよ。

清水産業技術部長 それは我々の責務なのかと言われると違うと思っています。経済産業省が情報公開されるのであれば、やられれば良いと思います。

原科委員長 策定委員会としては出したいと思います。

清水産業技術部長 少なくとも、ジェットロとしてそれを公開すべきであるというふうに申し上げる筋ではないと考えます。

原科委員長 どうぞ、田中委員。

田中委員 「委託調査であるため、以下の個別項目の適用については、委託元の意向も踏まえ対応する。」この2行はものすごく大きな言葉だと私も思います。今議論しているようなところは、JICAのガイドライン改定委員会のときも、関係省庁のODA担当課長もいろんな省庁の方が来られたところで合意形成をとったので、もちろん経産省の課長もおられました。

ですから、そういう形がこの会議にも、経産省の担当責任者のかたが来られていたこともあったと思うのですけれども、本当はそういう中で議論ができると、そのあたりはより解決していくのじゃないかと思いません。

原科委員長 そうですね。

では、今のこの文言、どうしましょう。2行を外すか外さないか。私としては外した案で提案したいと思いますけれども、策定委員会としては。

柳副委員長 前提に置かれていることが問題なのだと思うのです。だから、前提ですから、書かれている内容は確かに、一般常識的には委託契約というのはこういうものだと、それはわかります。だけどそれが前提にあればね。だから意向というのも、だれの意向なのかというと、大体は担当課長とかの意向になっちゃうのですよ。別に経産省のトップがそのなことを言うわけじゃないのだから、そういう仕組みにはなっていないので、そうすると、たまたまそこに来た課長が、意向がこうでこう言っていますよといったら、それはやめましょうという話になっちゃったら、それはちょっと問題ですよ、何のためのガイドラインか。

だから、ここに書くのじゃなくて、前提に書かないで、どこかほかのところに書いていただくということはどうですか。

清水産業技術部長 最後は外して良いと思っています。言わずもがなの部分ではあります。前提の最初のところに、適用対象はこの受託事業であると明記されていることを考えれば、当然のことながら契約に縛られるというのは暗黙の了解なわけですから、その中でやっていくということかとは思いません。

原科委員長 どうぞ、田中委員。

田中委員 JICAの事業の中にも経産省からの委託の部分もあるのですが、その委託されているものもすべてJICAの環境社会配慮上ではガイドラインを適用していますので、そういう事例ももちろんあるわけですね。ですから、私自身はこの2行は入れない方が、このガイドラインという意味ではよろしいと個人的には思います。

原科委員長 もう決めます。そういたします。これは外すいたします。十分議論した上で外すということにいたします。

では、基本方針にまいります。基本方針は、今のところできまして、先ほどの「案件発掘段階にあることから」の関係の記述をちょっと工夫したいと思います。これはなかなか難しいけれども、「その段階・枠組み・規模」という以外の要素をどううまく表現するかですね。

それから、スクリーニングのところは、カテゴリA・Cという表現をつけてよろしいでしょうか。

どうぞ、満田委員。

満田委員 私は、カテゴリー A・C と書かない方がむしろいいと思っています。

というのは、これを書いてしまうと、カテゴリー A となると、J B I C、J I C A のガイドラインでは、例えば大型の火力発電所、水力発電所などを必然的にイメージするわけなんですけど、この場合、「影響があると考えられるもの」というのは、実質上、J B I C、J I C A では A と B を含むかなと考えているんですね。ですから、ここでカテゴリー A とか書いてしまうと、B 案件がどうなのかなというのが不安になってしまうところなので、影響があるもの、ないものという方がいいのではないかと考えています。

原科委員長 村山委員、どうぞ。

村山委員 スクリーニングについては前も意見を申し上げたんですが、私は、やはり案件発掘段階ということを見ると、ある、ないだけで本当に済むかというのをどうしても考えてしまうんですね。多分、影響の有無はグレーゾーンで、あるかないかわからないというものも結構あるんじゃないかという気がするんです。

そういう意味で、ないと考えられるものについては適用しなくてもいいと思うんですが、それ以外については適用するという基本的な考え方の方がいいんじゃないかと思っています。そういう意味では、A・C というよりは、影響がないと考えられるものを除いて、その他にはこの手続を適用するという、そういう表現の方がいいのかなと思うんです。

原科委員長 A・C というのはやめちゃって。A・C という表現をしたのは、さっき岡崎委員がおっしゃったように、次の手続があるだろうというような感じで入れてみたんですけども、今のだと、むしろ影響があると考えられるものと、明らかに影響がないとか、そういう差をはっきりさせましょうか、カテゴリーの表現はやめちゃって。だから、対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないとか考えられるものの 2 種類に分類すると、後者についてはその後の検討は行わないと、そういうようにしましょうか。

高梨委員 私は村山先生が言われたのに賛成なんですけれども、最近、現場でのあれでいきますと、カテゴリー A というものについて、比較的前向きに取り上げていこうという姿勢が残念ながら弱くなってきているんですね。従来は、J I C A のガイドラインを検討したときには、カテゴリー A でもいろんな対策を講じれば、必要はものはどんどんやったらどうかというのがあったと思うんですけども、現実には、やはり A となるとなかなか取り上げにくいというような雰囲気があって、これがジェットロの案件発掘段階から A という、そこまで言うと、せっかくやっているものが水を差されるようなことになって、むしろ村山先生が言われたように、のぞきにこれを適用するくらいの方が。

というのは、現実問題として、民間から出された資料をもとに、本当に影響があるかないかという判断がどこまでできるのかなというのが、正直クエスチョンマークなんです。そこは恐らく専門の方によって個人の見解ということになってしまうと思うんですけども、私どもは、頭で果たしてカテゴリー分けするのが意味があるのかどうかという疑問が大分ありまして、むしろジェットロ調査の結果、これは影響がありそう

だからしっかりやりなさいというふうな洗い出しで、次につなぐ提案をするというのが本来の趣旨であって、頭で色をつけちゃうのはいかがかというふうに感じました。

原科委員長 スクリーニングという概念をここで適用しなくてもいいぐらいの感じでしょうか、今おっしゃったのは。

事務局（藤崎） これまでの議論ですと、振り返っていただければわかると思うんですけども、基本的にスクリーニングといっても、明らかに影響ないものは外すというためのスクリーニングだったはずなんです。実際外したのは、エジプトでアーカイブ事業か何か、全く環境社会影響の考えられないようなもの、それをとにかく外すということで、あとはすべてについて環境社会配慮をやるんだという基本的な姿勢だったと思うんです。ですから、そういった意味では村山先生のおっしゃるとおりではないかと思います。

原科委員長 わかりました。今の件は大体合意があったと思います。「対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類に分類する。後者についてはその後の調査を行わない。」でいいですね。

岡崎委員 これは日本語の問題になりますが、村山先生がおっしゃったとおり、明らかに影響がないものを除いて対象とするという方が日本語としてはいいんじゃないでしょうか。原科先生には申しわけないんですが。

原科委員長 わかりました。ではこれはそれでいいですね。

次は情報公開。どうでしょう。私は、途中段階で情報公開するというのを書きましたが、中間で検討結果を公開する。これは清水部長、いかがでしょうか。

清水産業技術部長 先ほど原科先生も、「実態上時間も短いし難しい」とおっしゃいましたが、私どもも同様にこれは無理であると思っています。案件形成調査の採択後、採択案件と、今議論にあった環境社会影響調査をやるかやらないかに関しては発表いたします。しかし、あとは3カ月、4カ月という中で調査を行いますので、最終報告書を見ていただくということだと思います。それをきちんと公開していくということで、評価をしていただくということかと考えております。

実態上、途中の2カ月目で何か出そうと思ってもできません。ジェットロ調査では、環境社会影響の評価自体を実施するわけではなくて、項目をピックアップしていくわけですので、途中段階でチェックする意味というのはそれほど大きくないのではないかと考える次第でございます。

原科委員長 今回の件はいかがでしょう。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 ちょっと疑問なのは、明らかに影響がないというふうに分類を当初されていたものが、調査を二、三カ月進めているうちに、実は影響があるかもしれない可能性が出てきたという場合には、中間報告あたりで何かしら見直してみたいものが必要になってこないかなというのが懸念です。

原科委員長 見直しした場合にはそれを公表すると、そんな感じですかね。

清水産業技術部長 具体的にどういうイメージでいらっしゃるかということですが、私どもがそもそも明

らかに影響がないであろうと考えるものは、先般申し上げましたように、例えば人材育成計画を策定するようなペーパーワークであるとか、先ほど事務局から話があったように、アーカイブをつくってサーバーの中にデータを入れるといったような案件ですので、途中までやって見直すような場合が想定できないのではないかと考えています。

神崎委員 それは絶対にそういうものはないというのであれば、心配ないので大丈夫ですが。

原科委員長 明らかに影響ないというものは相当限定的だと。

清水産業技術部長 と思います。

原科委員長 NEPAの除外リストみたいな、NEPAの場合と同じような考え方だということで理解いたしました。よろしいでしょうか。

では満田委員、どうぞ。

満田委員 案件形成調査の採択後という2ポツのところなんです、細かいようなんですが、実は私は、案件形成の採択後、例えば案件名だけではなくて、提案されている事業の概要ですね。具体的に何かの火力発電所を提案されているような場合に、こういう規模のこういう火力発電所をこういう地域に建設することを提案しているんだという事業概要がわかるようなものがあると、外部からは、仮に何かあったときに情報提供なり意見が言いやすいと考えるので、そこを加えていただければと思っています。

原科委員長 今の件はどうでしょう。案件、名称とともに概要もというのは。

清水産業技術部長 名称で相当程度、国と場所とどんな案件かがわかるような形になっていると思いますので、それ以上どんな情報を示すのかというお話かと思います。私どもは今の形で十分ではないかと考えています。

原科委員長 しかし、名称の表現によってはうまく出ない場合もあるから、書いた方がいいんじゃないでしょうか。

清水産業技術部長 最終的に報告書がオープンになるわけです。それまでの過程では、皆さんいろいろなアイデアを出される訳ですから、今の形で対応できればと考えているところでございます。

原科委員長 では名称だけでいいだろうと。

清水産業技術部長 ええ。

原科委員長 どうでしょうか、今のはそれでよろしいですか。名称はいろいろなつけ方があるので、必ずしもそろわないかもしれないから心配になったので、今の要素だけは明記して頂くのは。

はい、どうぞ。

満田委員 そうですね。名称からかなりのことがわかるという場合もあるんですが、場合によってはかなり漠然とした、ちょっと具体例が思い浮かばないんですが、セクター的なことをうかがわせるような名称しかつけていない、これはジェット口に限らず、JBICもJICAも、名称だけでは何ともわからないような案件が時々見受けられますので、何かもう数行、せめて立地場所、計画されている予定地なり規模なりがわかるような情報があると、外から見たときによりわかりやすいと思われれます。

原科委員長 中身がわかるような形で、そこまではいいんでしょう。内容がわかるようにすることというスベックをつければいい。

清水産業技術部長 名称のつけ方を、契約を結ぶ段階でもう少し分りやすくしていくということかとは思いますが、そこはご指摘を踏まえて考えてみます。

原科委員長 ただ、名称が長過ぎると、後のいろんな情報ハンドルの面倒くさいから、やっぱりコンパクトになると思います。だから、むしろ名称及びその概要で、概要とはこういうことだというのがわかるようにしておけばいいんじゃないですか。

清水産業技術部長 ご指摘のように対応できるか考えてみます。

原科委員長 むしろここで概要という趣旨がわかるようにした方がいいと思いますね。

それでは、あとはフォローアップですね。

どうぞ。

高梨委員 その前に、情報公開の1ポツのところの後段なんですけれども、私どもイメージがちょっとわからないんですが、「当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件ごとに明示する。」とあるんですけれども、この検討結果というのは、だれが検討した結果なんですか。

清水産業技術部長 これは のスクリーニング結果です。

高梨委員 ジェトロの方で。

清水産業技術部長 いえ、つまり環境社会影響のある、なしをオープンにするということです。

高梨委員 ある、なしということだけで。

清水産業技術部長 はい。

原科委員長 スクリーニング結果ということですね。

清水産業技術部長 そうということです。

原科委員長 「環境社会影響に関するスクリーニング結果」と書いた方がいいですか。その方がわかりやすい。

清水産業技術部長 そうですね。その方がわかりやすいと思います。

高梨委員 実際にまだ調査をしていない段階でスクリーニング結果を……

清水産業技術部長 おっしゃるとおりです。

原科委員長 では直しましょう。

それから、フォローアップのところは、「その結果を公表することとする。」というのは難しいですか。

清水産業技術部長 これは私は無理だと思います。

松本委員 フォローアップではなくて、情報公開のところちょっと。

原科委員長 ではどうぞ。

松本委員 先ほど清水部長から、公開自体が経産省の仕様書を超えているという話がありましたが、とはいえ和文だけというのが私にはよくわからなくて、なぜ英文が公開されないのか。私などのように海外の団

体とやっている、こういう調査結果が出たということを経地のグループとかと共有するときに、和文しかないというのは非常に共有がしにくいんですが、これは英文で出せない何か理由というのは、特にありませんか。

清水産業技術部長 テクニカルに出せない理由はありません、日英とも正本でございますので。要は私もボランティアにジェットロのサーバーのメモリを使い、ジェットロの図書館のスペースを使うということまでやるかという話です。今はある意味、ジェットロのヘッドクォーターには黙って勝手に資産を使っているわけです。本来、受託調査であれば、それは別のサーバーを契約し、別の場所に収納するというのが本筋かと思えます。もちろん、本来は経産省がやるべきものだと私もは思いますが……。

松本委員 ただ、それにしても、その中で和文だけやっているというのは、つまり日本の国民、市民に対してのある程度の責任からという意味なんですか。

清水産業技術部長 そうです。実際にごらんに来る方もいらっしゃるだろうということを想定して、こういう形でやらせていただいています。

松本委員 つまり、例えば事業をよくするという視点からいくと、実は英語で公開されていた方が、ステークホルダーの人たちもふえますから、実際にはプラスの効果というのは考えられるし、国際機関などから見れば、日本の機関が日本語でしか情報を出さないと非常に狭い範囲にとどまってしまうから、英語で出した方がいいですが、しかしこの中に結構企業的、秘密とは言いませんが、日本語で出しておいた方が日本企業の利益が守れるなんていう考えがあると、英文では余り外に出したくないでしょうし、そういう意味でいくと、英文で出さない理由というのは特になんかということですね。

清水産業技術部長 はい。

原科委員長 でも、もし企業の方だったら、和文だって、それは探そうと思う人は一生懸命調べます。

松本委員 少なくともホームページで公開するのが概要であるとするならば、私は日英、そしてライブラリーも日英というふうをお願いをしたいところなんです。

原科委員長 それはそうですね。それはぜひお願いします。概要ならそんなにボリュームないでしょう。

清水産業技術部長 手間もかかりますし、更新情報をアップするのでも1件1,000円かかるわけです。こんな細かい話はここでしたくはありませんが。

原科委員長 こういうことにお金を使うなら、国民は文句は言わないと思いますよ。

清水産業技術部長 逆に言えば、情報公開の費用を請求するというやり方をとり、報告書を納入した後、ジェットロで情報公開をやることを認めてくださるのであれば、それは出来ない話ではないと思います。しかし、サーバーを契約し、その管理をするということまで行くと、200万円規模かかると思えます。そこまでやるのかというお話かと思えます。

松本委員 それは本文を載せる場合ですね。

清水産業技術部長 本文を載せます。

原科委員長 だって、概要とおっしゃいましたよ。

清水産業技術部長 いずれにしても、そうやって拡大するのであれば、これは委託事業を独立させるという手順をとって、予算を取るということだと思います。要するにずっと黙ってジェット口のサーバーを使い続けるのか、ジェット口の図書館を使い続けるのか、という話になってくると思います。

岡崎委員 松本委員のご指摘は、どこかに行けば英文の報告書を見ることができるとことがわかるようにすることで対応できると思います。ですから、それは別にホームページ上の公開でなくてもここへ行けば現物を見られる、場合によってはコピーがとれるということを手当てすれば、ワールドワイドに瞬時というところは難しいかもしれませんが、少なくともアクセスすることは可能なので、英文も作っておられるのであれば、それを公開することに抵抗する理由はないと思います。

清水産業技術部長 ありません。要は、どこまで我々がコストをかけて、どこまで手間をかけるかという話だと思います。

原科委員長 そしたら、それは和文及び英文という表現をした方がいいですね、特にジェット口は国際機関ですから。

どうぞ、田中委員。

田中委員 我々の場合も、基本的にはサマリーのところだけ和文にして、あとは全部英文で情報公開しています。なぜかといいますと、和文と英文のサマリーを並べたときに、必ずしも中身が一致していないというケースもあるんですね。和文の方はこう書いているのに、何で英文はそうなるんだとか。ですからそのあたりは、情報公開の透明性を高めるためには、少なくとも要約編ですか、そこだけは和文と英文と一緒にホームページ上にアップしておく方が、これは絶対いいと思いますし、先ほどからご議論になっていますように、本編を見たいという場合は、こちらに来てごらんくださいとおけば、よろしいかと思うんです。

原科委員長 では、そういうようなことがわかるようにこれを直しましょうか。ホームページでは概要と。どうぞ。

満田委員 それにあわせて、ここは基本方針の部分なので、Webにとかそういう細かいことはあえて書いていないと思うので、要は、概要だけではなくて本文もと言おうと思ったんですが、両方書いてあるので撤回します。

原科委員長 「和文及び英文による」ということを加えればいいのか。そんなことですかね。

清水産業技術部長 和文最終報告書と英文概要ですか、和文・英文概要ですか。

原科委員長 両方でしょう。

満田委員 はい、両方です。

清水産業技術部長 最終報告書はよろしいですね。

満田委員 はい、最終報告書の本文と概要がどこかに行けば見られるということを書いていただきたいと言おうと思ったんですが、よく見たら書いてあったので、結構でございます。

原科委員長 ただ、和文・英文というのは必要なんでしょう。

満田委員 はい。

清水産業技術部長 英文の最終報告書を我々は出すつもりはないですが、概要程度であれば、黙って載せることは可能と思いますが。

松本委員 ホームページの話ですね。

清水産業技術部長 はい、ホームページの話です。

松本委員 ここはまだメディアの話はしていませんよね。

清水産業技術部長 英文の最終報告書もオープンにしるとおっしゃっているのですか。

松本委員 基本方針のところはメディアまでは、つまり方法までは書いていないので、ここでは英文・和文の最終報告書と概要が原則として公開されると。公開の仕方は変わってくるかと思うんですね。例えば概要だけが英文・和文がホームページで、本文は両方ともジェットロイブラリーと国会図書館になるか、英文についてはもっと別な扱いなのかというのは、それはまた中で議論することかなと思っているんですが、ここは基本方針なので、基本的に英文も和文も最終報告書と概要は原則公開ということでもいいかどうかだと思います、ここでの議論は。

原科委員長 この分はね。

松本委員 はい。

原科委員長 だから、どういうメディアでかは別な話です。基本方針は和文・英文両方で出すということですね。

清水産業技術部長 ここは最終的に出来るか否かは、予算要求が通るかどうということになってくると思います。

原科委員長 基本方針だから、そういう考え方でやりますと。やっぱり国際ということだから英文がないとちょっとね。それは政府の方針とも合わないんじゃないかな。英文で出しておかないと。

清水産業技術部長 ちなみに、委託契約が切れたら、我々は公開はなしということになります。予算はありませんし、一気に撤去して処分をするということを考えております。

我々は、少なくとも契約期間と契約が切れてから1年間は保存する義務がありますが、それが切れたら、我々には保存する義務はありません。ホームページからも削除するということになりますので、本来は経済産業省が……。

原科委員長 経済産業省には納めるわけですよね。行政情報になれば当然公開になるんです。嫌でも。

清水産業技術部長 経済産業省が本来は公開すべきであり、彼らの図書館、彼らのホームページに本来載るべきものです。

原科委員長 行政情報は情報公開法の対象だから情報公開になるんですよ。ただ、情報提供として一々情報公開手続をとらなくても、行政の側から提供するということが大事なんです。

清水産業技術部長 ですから、我々もまさにそういう考えでやっているわけです。

松本委員 こう本文にも書く一方で、やっぱり経済産業省には経済産業省としてちゃんと公開しなさいということは、あわせて提言する必要があると思います。

原科委員長 情報自由法の発想でやってくださいと。アメリカのF I A、Freedom of Information Act、あの考え方ですよ。F I Aの発想で。日本の情報公開法は手続きしないと出してくれないけれども、あれもおかしい。1回公開したものは自動的に、行政側からどんどん出していくのが本来のあり方ですよ。だからそれをやりなさいということです。

それではいいですね。今の現場の大変なこともわかりましたので、策定委員会としてはそういう要求を出すけれども、その先はどうなるか、なかなか難しいところもあるかもしれないということだと思います。よろしいですか。

では、今の件は策定委員会報告としてはそういう書き方をいたします。

清水産業技術部長 また確認で恐縮ですけれども、策定委員会報告とジェットロのガイドラインの差ですけれども、先般も私から申し上げましたが、本来は出来ること、出来ないことを明確にした上で、ジェットロのガイドラインをオーソライズしていただくのが筋だと思います。つまり、この委員会報告で書いたけれども、実はこの部分は出来ませんでした、行いませんでしたということになると、我々としても本意ではありません。出来ることを書くべきだと考えます。その差の部分をどういう形で世の中に対して示すのかというお話かと思えます。

原科委員長 その意味では、和文・英文最終報告書の公表はできるんでしょう。

清水産業技術部長 予算がつけばですね。

原科委員長 だから、基本方針だから、それは書いていいと思いますよ、このことは。お金だけの問題であれば。公表しちゃいけないという話ではない。

清水産業技術部長 しかし、先ほど岡崎委員がおっしゃったように、コンプライアンスの話ではないですが、ジェットロはここまで書いたのに実施しなかったと問われても、我々は困ります。

原科委員長 それは、お金がなかったらしょうがない。

清水産業技術部長 そこまで割り切っていただけるなら、我々としては極めて……。

松本委員 これはたしか前回、こうした方式で物事を決めていく、政策なりいろいろな手順を決めていくことが最近ふえてきている中でという議論をたしか岡崎委員がされたと思いますし、私も全くそのとおりだと思っていて、ここで出すのはあくまで、我々いろいろな知見を持ち寄ってあるべきガイドラインを提示すると。しかし、全く夢物語を提示してもしようがないので、ジェットロ側と現実をぎりぎりやりながら、それでも我々としては、あるいは委員会としては、ここまではできるんじゃないかということは提示すると。しかし、ジェットロ側としては、それでも差があってしかるべきだと思うんですね。ジェットロ側の内部の事情としてはこれはできないと。

次のステップには、私は当然パブリックコンサルテーションというか、パブリックコメントを求める段階が来ると思いますし、そのパブリックコメントは、ここにいる委員とはまた違う知見や経験や、あるいは見方をする方々がいらっしゃいますから、それに対してでもやりとりをしながら、最終の案というのがつけられていくんだと思います。そういう意味からいきますと、ここで提示するものイコール、ガイドラインの案

になるとかということではないと。私はガイドライン案ではないということでもいいと思っています。ただし、それは夢物語ではなく、こうやって議論しながら、その結果として出てきた提案であると。

原科委員長 いろんな条件がそろえば十分可能だという範囲ですね。だから、予算が確保できればできますよというんだったら、それは書いておくということでしょうね。

岡崎委員 その点は、最終的にはジェットロの説明責任に委ねられるわけですね。要するに委員会がここまで提言していながら、ジェットロとしては、組織の機関決定としてそれを採用しなかったということに関しては、その差については世の中から問われるわけですから、そこはジェットロがなぜそれを採用しなかったのかということの説明する。

それから、パブリックコンサルテーションも、実際問題として出てきた意見を全部取り入れるなんてことはあり得ないわけですよ。しかし、なぜそれを取り入れなかったのかということに関しては、ジェットロは常に説明責任を負うということになると思います。

原科委員長 おっしゃるとおりですね。

どうぞ、田中委員。

田中委員 JICAのガイドラインの改定委員会的时候、19回開かれた中で関係者がかなり激論したのは、できる、できないで議論したわけですね。できないところがあるのであれば、こういう委員会で、できないという点を話をした上で、改定委員会の提言というのが結局最終的にできました。その提言を受けてJICAがガイドラインをつくったわけですが、これはほぼ提言どおりに入ったんですね。これはできませんというのはいずれほとんどなかったです。

つまり、それぐらいの議論をこの場でしておかなきゃいけないと思うのです。その場合に経産省の方も、きょうはお越しになられていませんけれども、ご参加になって、そこはできる、できないで、ぎりぎりやるのが本来、こういった委員会で本当の議論になるんじゃないかと思います。

この策定委員会で議論したことと乖離があるような結果が出てくるようだと、これは先ほど松本さんがおっしゃったように、パブリックコンサルテーションに入ったときに、なぜそんなに乖離があるんですかという話になってきますと、非常によくないと思った次第です。

原科委員長 そうしますと、情報公開に関しては、和文及び英文の最終報告書とその概要を原則として公開するという表現でいまいしょうか。

フォローアップ。フォローアップは公表できないということでしたけれども、

松本委員 確認させていただきたいのは、仕様書上は同じ書きぶりですよ、最終報告書とフォローアップの報告書は。報告書としては経済産業省に納め、経済産業省としては一般に閲覧させるというところに含まれていると思いますので。ただ、先ほどから清水部長がおっしゃるように、これはジェットロとしてサービスというか、付加的なサービスとしてやっている。つまり、ある意味では経産省がいいと言えばできるものではあるけれども、しかし人的な問題とか、かかるコストとかを考えると、最終報告書はやるけれどもフォローアップまではやりませんよと、そういうことだというふうに理解してよろしいですか。

清水産業技術部長 フォローアップ調査の目的が、経済産業省の制度を見直すためということであれば、むしろ経済産業省がオープンにする、しないということ判断されるお話だと思います。従って、ジェットロが一方的にこれを公表しますとは言えないと考えます。

一方で、調査報告書の方は、もともとの目的から考えれば、皆さんの目にさらしていくものでしょうから、我々もこれまでも実際に公開していますし、こうした形で実施していけるのではないかと考えます。

原科委員長 どうぞ、満田委員。

満田委員 おっしゃるとおりだとは思いますが、フォローアップ調査の目的というのが、よりよい制度設計にあることもさることながら、このジェットロの案件形成調査が、案件のライフサイクルの非常に初期に段階にあるというのはずっと議論していたことで、私たちの関心としては、それが一体どういうことになるのかというのは非常に気になる場所なんです。

それは私たちのみならず、ほかのステークホルダーも同じことだと思いますので、私としては、フォローアップ調査については、経済産業省がだめだと言わない限りは公開していただきたいと考えています。

原科委員長 私も、ジェットロは調査を行う際にはと書いてあるので、ジェットロが行うんでしょう。

清水産業技術部長 そうです。受託調査の中にありますから。

原科委員長 だから、それが公開できないという意味がわからない。それは余りにも変ですね。予算の執行がどうだったかというチェックをするんだから大事なことで、それを公表しないと経産省が言うとしたらおかしい話ですね。

清水産業技術部長 経産省は公表を求められれば当然公表すると思います。しかし、我々ジェットロが公表する義務があるのかと言われれば、そうではないと申し上げているのです。

原科委員長 どうぞ、高梨委員。

高梨委員 私の記憶では、ジェットロのフォローアップというのは、ねらいは、要するに案件を実現させる、成約に持っていくための、その後どうなったんですかと。要するに調査した後、本当にうまく転がっているんですか、どうですかと。民間企業にそれを聞いて、必要なら現地にも行くということで、実は環境社会配慮面というのは従来余り、実際できなかつたということもあつたので、本来のフォローアップというのは、むしろプロモーションのために一番考えたと思うんです。

ただ、ご案内のとおり、ここはジェットロに委託調査がつかない限り、例えばこう書いてあっても、予算的措置がなくなればできなくなると思うんです。

原科委員長 行う際にはと書いてあるので、おっしゃるとおりです。行う際にはだから、その場合は公表しておかしくないと思うんです。調査しておいて公表しないというのはおかしいでしょう。

清水産業技術部長 ジェットロが公表するのかということを私は先程から申し上げているのです。

原科委員長 経産省が公表するのとあわせてやればいいじゃないですか。

清水産業技術部長 経産省がされればいいと考えます。

原科委員長 この辺はどうですか。じゃ、やらなくていいですね。今おっしゃるように、ジェットロはやら

ないで経産省が公表すると。

どうぞ。

宮崎委員 経産省との契約がどういうふうになっているのか、またこれからどうなるのかわかりませんが、今、高梨委員のおっしゃったように、フォローアップ調査というのは、私も、ここでジェットロが採択したものが今どういう段階にあって、これからどういう可能性があるのかということぐらいまでというのをみんな知りたいわけですから、そういう意味からいうと、ここで可能な限り把握に努めて、ここからが難しいところなんです、経産省の了解が得られればということになってしまうのかもしれませんが、やっぱり公表ということはある程度したほうがよいと思います。

原科委員長 「公表に努める」でもいいですよ。

宮崎委員 ええ。だからそういう意味で、結果をある程度公表に努めるとか……。

清水産業技術部長 ジェットロに聞かれても答えられません。

宮崎委員 答えられないわけですか。

清水産業技術部長 ええ。報告書を納入して終わりでございます。中身に関して我々が答える義務もないし、権利もないわけです。

宮崎委員 納入してというのは、フォローアップ調査をやった結果、報告書を納入しましたと。その結果については私どもはできませんので経済産業省に聞いてくださいと、こういうことでいいわけですか。

清水産業技術部長 そういことです。

宮崎委員 それのはっきりしているのであれば、ここで確かに「その結果を公表することにする」とジェットロで書いてもできなくなってしまうわけですね。ですから、そのところがちょっと悩ましいところなんでしょうけれども、「把握に努めることとする」とか。

原科委員長 そこで切るしかないのかな。

では、これは一応原案にしておきましょう。また新しい情報があったら。

宮崎委員 もし聞きたいという人があったら、どうぞ経済産業省に聞いてくださいと。

原科委員長 「なお、公表は経済産業省が行う」とか。

宮崎委員 その状況の公表は経済産業省にお願いするとか。

原科委員長 委託先の意向を踏まえて。

宮崎委員 そういことになっているのだとすれば、こちらの方のガイドラインに「公表する」と書いておいてもできないわけですね。

原科委員長 だから、経済産業省が公表してくれるものと期待すると。

宮崎委員 経済産業省がいいと言えばいいのですが、「可能な限り公表に努める。その結果については…

…」

原科委員長 原発の問題でいっぱい出てきたでしょう。あれを見ると経産省はちゃんとやっているのか心

配になってきちゃったんですね。

宮崎委員 確かにそうです。言いたいことは言うでしょうけれども、隠したいことは隠すと。隠すと言っ  
ては語弊がありますが、要するに積極的には情報公開しないかもしれないんですよね。だから、そこは心配  
ではあるのですけれども。

原科委員長 社会保険庁も問題がいっぱいあるでしょう。情報公開はおくれていますよ。問題がいっぱい  
ある。

宮崎委員 今の状態ではできない、このままではできないとすれば、経済産業省と折衝してみて、いいで  
すよということになれば別ですけどね。

原科委員長 書いておかないと、何のための調査をやったかわからなくなっちゃうな。

どうぞ。

松本委員 今の公開と直接関係ないのかもしれませんが、この仕様書を読むと、アンケート調査をして、  
それから有望案件に関する追加調査、セミナーの開催、どのような取り組み方法が案件の進捗に効果をもた  
らしているかという評価・分析、これらが報告書に書かれ、それをもとに、外部有識者で構成される評価フ  
ォローアップ委員会が開催されるとあります。ただし、このフォローアップ委員会は、特に報告書の中身と  
直接はリンクしていないと思うんです。そういう意味からいくと、このジェトロの案件形成調査がどのよう  
に次の案件につながるのかというのは、調査報告書プラス、フォローアップ委員会の議論全体を見ることに  
よってわかると思います。その意味では、ジェトロにこのフォローアップ調査の報告書だけを公開するよう  
に求めるというよりは、むしろこれは経済産業省として、全体としてこの案件形成調査はどういうふうに案  
件形成に結びつくのかと……

原科委員長 委員会報告書をつくりましょう、経済産業省に対する情報公開で。

松本委員 これはかなりしっかりと経済産業省に明らかにしてもらわなきゃいけない部分だと思うんです  
ね。

原科委員長 そういたしましょう。

それからもう一つは、行政情報は情報公開法の対象になるんだから、それを納める側が公開したって別に  
構わないと思いますけどね。まさに行政の活動を民間で頑張ってもらおうという考え方にぴったり合うんでね。  
その契約の仕方がおかしいです。

清水産業技術部長 著作権者は経済産業省ですから、経済産業省に納める前に公開することはできません。

原科委員長 でも、今の場合はプライベートカンパニーの場合とは違うんだから、パブリックなんだから。

清水産業技術部長 経済産業省に納める前に公開はできません。納めた後、彼らが公開してくれと依頼し  
てくれば、それは我々は予算をもらって公開することはできると思います。通常の委託契約では皆同じだと  
思います。

原科委員長 その発想がおかしい。

清水産業技術部長 いや、そんなことはないと思います。

原科委員長 情報公開法では、非公開が可能な情報は6項目ありますが、それは非常に限定的なんです。基本は原則公開なんだから、明らかに……

清水産業技術部長 委託先が公開するのはおかしいと私は申し上げているのです。委託元、つまり経済産業省は公開しなくては行けません。

原科委員長 できた後だったら公開したって構わないですね。まさに代行して、公共の仕事をほかでやってもらうんだから、行政改革に全く合う、非常に正しい道だと私は思いますよ。だって、行政情報を公開するのに費用がかかると言っているんだから、それをジェットロがやってくれば助かるじゃないか。それは我々委員会も経済産業省に対するリクエストは求めましょう、さっきのご提案のように。

松本委員 あと、フォローアップを、地球だけじゃなくて、民活、それから石油についてもしっかりとフォローアップするべきだということを含めて、経済産業省に対しては意見を言った方がいいと思います。

原科委員長 それは委員会として出しましょう、ジェットロというよりも。だから、この部分ではあえて書かないでもいいかもしれない。

時間が少し超過しましたが、きょうはこれでとめます、10分もオーバーしましたので。

それで、次回の日程は決まっておりますけれども……。

どうぞ。

田中委員 その次の2ポツの案件形成調査の手續のところなのですが、所定のスクリーニング様式を用いというのがあるのですが、これは私の理解では、JICAがつくっているガイドラインのところスクリーニング様式がありまして、ODAの案件の最初の入り口でスクリーニングする項目で、どんなセクターでやりますか、それからどんな環境影響がありますかというような項目がずっと入った、いわゆるカテゴリー分けをするためにどうしても必要なことで、やっているものなんです。

私の理解は、こういったものを提案企業が見ながら書いたもので、最初の段階ですのでここはよくわからないということも書いてくると思うんです。私はそれはそれで、カテゴリー分けするのに非常に役に立つわけですからいいと思うのですが。ODAでやるスクリーニングフォーマットを準用しながらやるという認識でよろしいかどうか、ジェットロの皆さんにそこだけ確認させていただこうと思ったのですが。

清水産業技術部長 前回の委員会でお示したスクリーニングフォーマットでございます。JICAのフォーマットをベースに直させていただいたフォーマットです。

松本委員 JICAのをもとにですね。

清水産業技術部長 そうです。ですから、幾つかの項目が落ちていることについては、田中委員からもご指摘をいただきました。

原科委員長 フォーマットは報告書の中につきますね。だからそこで参照できると思います。よろしいですか。

松本委員 わかりました。

原科委員長 それでは、きょうはここまでいたします。

それで、この続きの議論を次回行いたいという気持ちもありますけれども、もう一つの第 部の方の成果がそろそろ出てきたようなので、今回はそれを優先して、この議論の続きはその後に行いましょうか。そうしないと第 部が遅れてしまう。

この案の後半の部分は、私もまだ十分手を入れる時間がなかったので、少し新しい提案、きょうの議論を踏まえて直したものを、次々回にはそうして用意したものを議論したいと思います。それでよろしいでしょうか。

今回は31日ですね。

事務局（植田） 31日、火曜日の2時からでございます。既にご案内しておりますけれども、よろしくお願いいたします。

原科委員長 議題はCSRの方ですね。第 部の方を行いましょ。

そして、第 部、第 部はそれぞれその間に直しておいて、また次の次の会で議論していくと、そんな進め方をいたします。

それで、次の次の会の日程も今決めた方がよろしいと思いますので、事務局からお願いします。

事務局（植田） できればお盆休みの前にもう一回ぐらいやらせていただきたい。皆様も大変お忙しいと思うんですけども、今、9日を候補で考えているんですけども、この場で、その日はだめですという方はいらっしゃいますか。8月9日でございます。

宮崎委員 時間は。

事務局（植田） 2時から5時を想定しております。

岡崎委員 次回で構わないんですが、先ほど田中委員からもご指摘があったので、この委員会とジェトロの意思決定について、ジェトロ側としてどう考えているのかということについては、ご説明をしていただいた方がいいと思います。

というのは、松本委員からもご指摘がありましたけれども、前回申し上げましたが、一般に政府機関がこういうことを決めるときには、こういう場の議論を通じて、恐らく所管官庁に、こういうことをやりますということが持ち込まれて、そこでまたいろいろ言われるわけですね。パブリックコンサルテーションでもいろいろ言われる。

それから、今、田中委員と私は、それぞれJICA、JBICから来ておりますけれども、これはご依頼に基づいて有識者として来ているということであって、決してここでの発言がJBICやJICAの公式見解で、JBICやJICAを代表して来ているというわけではないわけです。そうすると、きょうの文言にも書いてありますが、JBICやJICAとの関係が重要だと。そうすると、これはジェトロとしてこういうものをやりますといったときには、JBICやJICAに対しても正式な、役所言葉で言う合議があるわけですね。

そうすると、確かに田中委員がおっしゃるとおり、我々がこの場で議論しているものがそのまま世の中に提示されることがベストなんですけれども、しかしそうならないかもしれないし、パブリックコンサルテ-

ションでも、大変関心をお持ちの方がいて、我々が気がつかないような点を指摘されるようなこともあるかもしれません。そのときに、例えば一つのやり方として、1回だけ委員会を開いて、委員会案についてジェットロ事務局としてはこういう形で直してよろしゅうございますかということがあってもいいし、それはもうジェットロ側の裁量の問題だということでもいいのかもしれませんが。

原科委員長 先ほど言いましたフォローアップ委員会をつくれますから、おっしゃるような仕組みができるはずです。そういうことですね。

岡崎委員 この場でできたドラフトがその後どういう形を付して、最終的にオーソライズされるのかについて、ジェットロ事務局としてどう考えているのかという点です。

原科委員長 ではそのご説明をいただきます。私の理解というか、最初の約束では、この委員会の後にフォローアップ委員会をつくって、ジェットロで、これも委員会報告に基づいて案をつくられた段階で、委員会報告をどう反映するかということの確認をしながら進めたいと、そういう手続ですね。だから、おっしゃったような手続はとるはずですよ。

それでは、いずれにしても次回のときにそのことをご説明いただくようにいたしましょう。

それで、次回は7月31日の2時から5時、その次は8月9日の2時から5時と、そういたします。

それでは、以上できょうの会議を終わります。どうもありがとうございました。

午後6時15分閉会